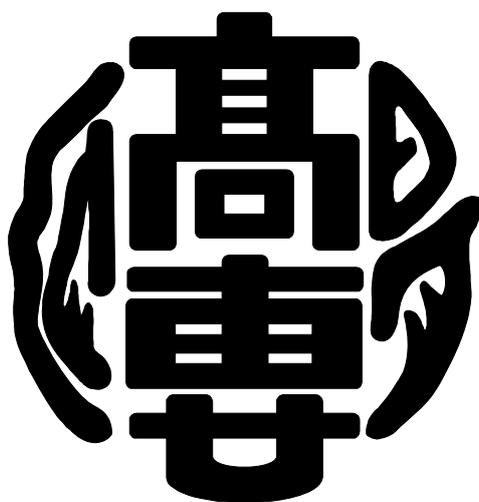


令和4年度

学 生 便 覧



独立行政法人 国立高等専門学校機構
有明工業高等専門学校

校訓

「進取創造」「和神養素」「友愛協調」

「進取創造」とは、自分から進んで意欲的に新しいことに取り組み、自分の考えで新しいものをつくり出すという意味。

[趣旨]

新たな価値を創造する能力を身に付け、社会や技術の変化に対応できる自己啓発・向上能力に富み、国際社会で活躍できる実践的技術者の育成を目指すこと。

「和神養素」とは、精神を和らげ、平素から学芸を養っておくという意味。

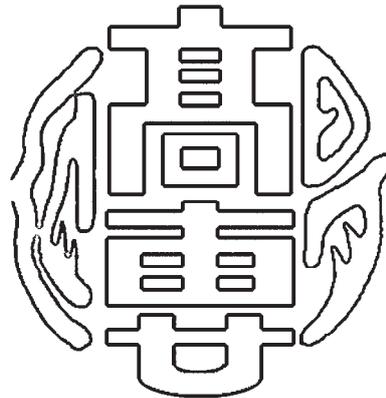
[趣旨]

平素から落ち着いて勉学に励み、幅広い工学基礎と豊かな教養を身に付け、一人ひとりが、多様な個性・能力を伸ばし、自主的に学んでいくことができる実践的技術者の育成を目指すこと。

「友愛協調」とは、集団の中で他に対して深い思いやりをもち、互いに協力し合うという意味。

[趣旨]

個人としての責任を果たし、個人や社会の多様性を尊重し、お互いに支え合い、社会に参画することができる人材および学際的技術分野で活躍するのに十分に優れた協同活動能力をもつ実践的技術者の育成を目指すこと。



校章の由来

校名の由来である「有明海」の、古来神秘の火と呼ばれる不知火（しらぬひ）は、旧暦大晦日の夜、当地海岸の四山（よつやま）の丘から望むことができます。校章は、この燃える不知火の炎で「有明」の文字をデザインして、「高専」の文字の両側に配し、師弟の燃える情熱と学校の発展を表しています。

社会にイノベーションをもたらそう



校長 八木 雅 夫

高専は高度成長期の技術者育成のため、早期専門教育と実践的な技術者教育に主眼を置いた高等教育機関として設置されました。優秀な人材を社会に送り出してきた実績により、制度創設後 60 年となる今でも産業界から高い評価を得ています。さらに、KOSEN としてアジアを中心に国際的にも知られるようになりました。

有明高専は、昭和 38 年（1963）に国立高等専門学校第 2 期校として、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展をとげた炭都に創設されました。令和 4 年（2022）は、創設から 60 年目の大きな節目の年にあたります。

現在、情報化社会の後に到来する Society 5.0、すなわちサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会に向けて、時代は進みつつあります。同時に産業構造変化、地域社会の少子化高齢化、急激なグローバル化など、さまざまな答えの明らかでない課題が現実化しており、これらを先端技術の持続的な開発を活かして解決する人財が求められています。

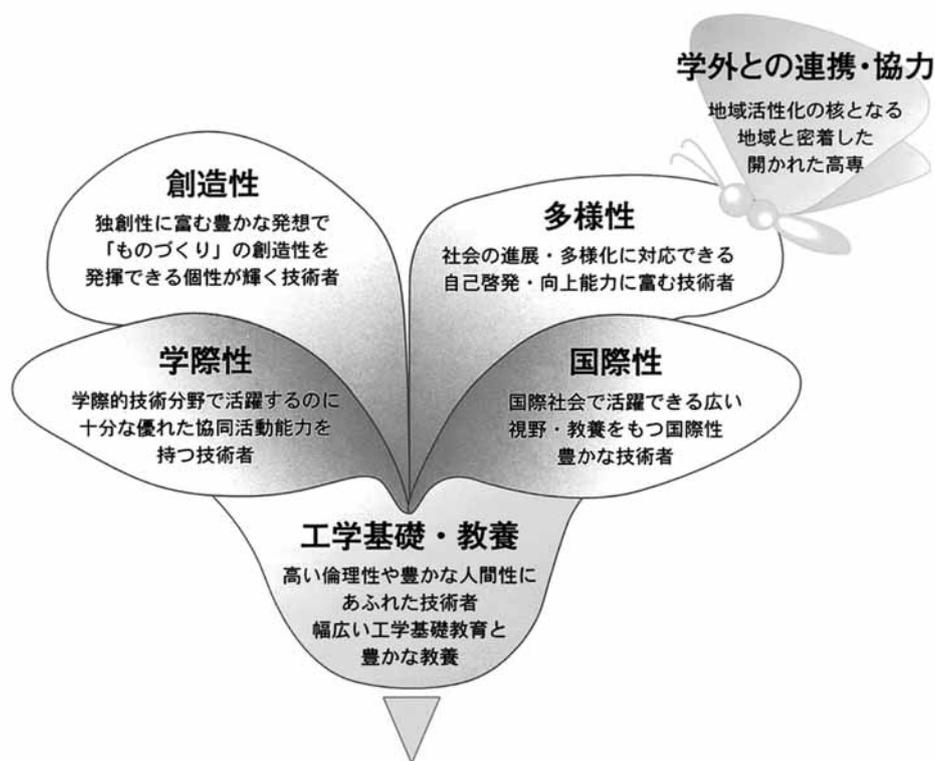
高専は、これまでの実績や経験を活かしながら、多様な課題解決に積極的にチャレンジし、科学技術の成果を社会に実装することにより、社会にイノベーションをもたらすソーシャルドクター（Social Doctor 社会のお医者さん）やクリエイター（Creator）を育成することをめざしていきます。

そのためには、多様な能力を身につけていくことが期待されます。たとえば、デザイン（クリエイティビティ）のような全く新しいものを創り出す感性や力、マネジメントをする力、人を動かす力、人の心を理解する力、問題を解決する力などがあります。また、知恵や行動力、信頼を自律的に継続的に身につける生涯学習能力も大切です。当然ですが、得られた知識を実際に応用して課題を解決する能力、チームで考え行動する能力、結果を振り返り評価する能力など様々に求められることとなるでしょう。

有明高専では、「幅広い工学基礎と豊かな教養を基盤に、創造性・多様性・学際性・国際性に富む実践的な高度技術者の育成をめざす」ことを教育理念としています。教育の大きな特色は、高等教育機関として、実験や実習を重視した教育プログラムを大学教員と同等の教育研究能力を有する教員が、学生に密着して指導しているところです。すなわち、早期教育の利点を活かしたものづくりやことづくり、空間づくりを実践する教育の実施、創造性の開発に重点を置いた問題解決型グループ学習（PBL）の積極的な導入、確かな進路選択を可能とするキャリア教育の推進、地域と連携したプロジェクト型教育活動の展開、IT 技術を活用した自学自習の学習環境整備など、常に時代の先端を行く教育の実現をめざしているところにあります。

有明工業高等専門学校教育理念

幅広い工学基礎と豊かな教養を基盤に、創造性、多様性、学際性、国際性に富む実践的な高度技術者の育成を目指す。



人に優しい、自然と共存できる技術の開発を目指して

諸課題に柔軟に対応できる技術者を育成します

学習・教育到達目標（1～5年生）

- (A) 豊かな教養と国際性
 - (A-1) 考察力 地球的視野から物事を多面的に理解できること
 - (A-2) 倫理観 社会や自然の中での技術の役割を理解し、技術者としての責任を自覚できること
 - (A-3) コミュニケーション能力 適切かつ円滑に読解・表現ができること
- (B) 専門知識と学際性
 - (B-1) 基礎知識 専門分野の基礎となる内容を理解していること
 - (B-2) 専門知識 専門分野の内容を理解していること
 - (B-3) 実践力 実験・実習等の内容を理解・実行・考察できること
 - (B-4) 学際的知識 様々な分野の知識と技術を理解し、複合的に活用するための視野を持っていること
- (C) 創造性とデザイン能力
 - (C-1) 課題探究力 自ら課題を発見し、その本質を理解できること
 - (C-2) 課題解決力 身につけた教養と実践力を活用し、課題を解決できること

有明工業高等専門学校校歌

Moderato
♩=88 明朗・闊達に

竜 英 二 作詞
下 川 博 省 作曲

1
2
3

みなし はがら るれぬ かよひ するの やすう まわみ ながは みわか はきが れよー てくき いたう

のゆん ー ー ちみせ すなん ー ー むきに おたあ かくが のまる ささせ みさい ー ー どやう りくん みあい

よあざ こここ ににに けんが くのを りざあ そじす うつを もみゆ たがめ かきみて そひき びとた えもえ たゆな つるん わしゆ れんう

らゆひ がのの ぼまち こほか うくら わわわ かかか ききき まむう ゆねで しゆせ んうい りあき めいに ざあか しつぎ てくし

ほほさ こうか りふえ あああ りりり わわわ れれれ ららら あああ りりり あああ けけけ

こここ ううう せせせ んんん

一、 見はるかす
いのち澄む
みよこゝに建学の
簞えたつ
若き眉
誇りあり

二、 流れ寄る
たゆみなき
あゝこゝに工業の
炬と燃ゆる
若き胸
抱負あり

三、 不知火の
雲仙に
いざこゝに大いなる
鍛えなん
若き腕
栄えあり

山脈晴れて
丘のさみどり
理想も高く
われらが母校
真理めざして
われら有明高専

諏訪川清く
琢磨さゝやく
技術磨きて
進取の気魄
友愛あつく
われら有明高専

海はかゞやき
あがる青雲
明日を夢みて
雄飛の力
世紀にかざし
われら有明高専

目 次

社会にイノベーションをもたらそう	I
有明工業高等専門学校教育理念	II
学習・教育到達目標（1～5年生）	II
有明工業高等専門学校校歌	III
1. 有明工業高等専門学校概要	
(1) 沿革	1
(2) 組織	3
(3) 教員名簿	5
2. 有明工業高等専門学校学則	9
3. 教育課程	
(1) 教育課程案内	27
(2) 学業成績の評価並びに進級について	28
(3) 欠席について	31
4. 学生心得および諸手続き	
(1) 学生準則	33
(2) 学生心得	36
(3) 学生表彰	37
(4) 学生懲戒等の標準ガイドライン	37
(5) アルバイトについて	38
(6) 学生のバイク等による通学について	38
(7) 施設設備等の使用について	39
(8) 学生への連絡方法について	39
(9) 学生証について	39
(10) 諸手続きについて	39
(11) 諸納付金について	40
5. 福利厚生	
(1) 奨学金制度について	41
(2) 高等学校等就学支援金制度について	42
(3) 高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付型奨学金）について	43
(4) 寄宿料の免除について	43
(5) 保健について	43
(6) 日本スポーツ振興センター災害給付制度について	44
(7) 団体学生傷害総合保険について	45
(8) 学生生徒旅客運賃割引証について	45
(9) 通学証明書について	45
(10) 福利施設（修己館）について	46
(11) その他	46

6. 図書館・総合情報センター案内

図書館

(1) はじめに	47
(2) 図書館利用上の注意	47
(3) 開館時間と休館日	47
(4) 閲覧と貸出・返却	47
(5) 図書館資料の複写	48
(6) 希望図書の手続き	48
(7) レファレンスサービス	48
(8) 図書館施設概要と案内	48
(9) 図書館棟フロアマップ	50
総合情報センター	52

7. 支援組織

地域共同テクノセンター	55
国際交流室	56
学生サポートセンター	57
学生相談室	57
キャリア支援室	58
有友情報室	58

8. 寄宿舎案内

(1) 寮生活について	59
(2) 寮施設・設備について	59
(3) 経費について	59
(4) 寄宿舎規則	60
(5) 寮生会会則	61
(6) 岱明寮寮歌	63

9. 学生会と課外活動

(1) 学生会について	65
(2) 学生会会則	65
(3) 学生会選挙細則	68
(4) 課外活動について	69
部活動綱領	70
学生会イベント	70
各種コンテスト等	70
(5) 部室使用内規	71
(6) 学生会体育局各部の健康・安全管理規程	71

10. 卒業後の進路

(1) 就職状況	73
(2) 進学状況	75
(3) 高専卒業生が取得できる主な資格等	76

11. 本校関係団体

(1) 後援会	77
(2) 同窓会有友倶楽部	77

(附 表)

年間行事	81
入学生・卒業生数一覧	82
学校配置図	83
学校校舎平面図	84

1. 有明工業高等専門学校概要

- (1) 沿革
- (2) 組織
- (3) 教員名簿

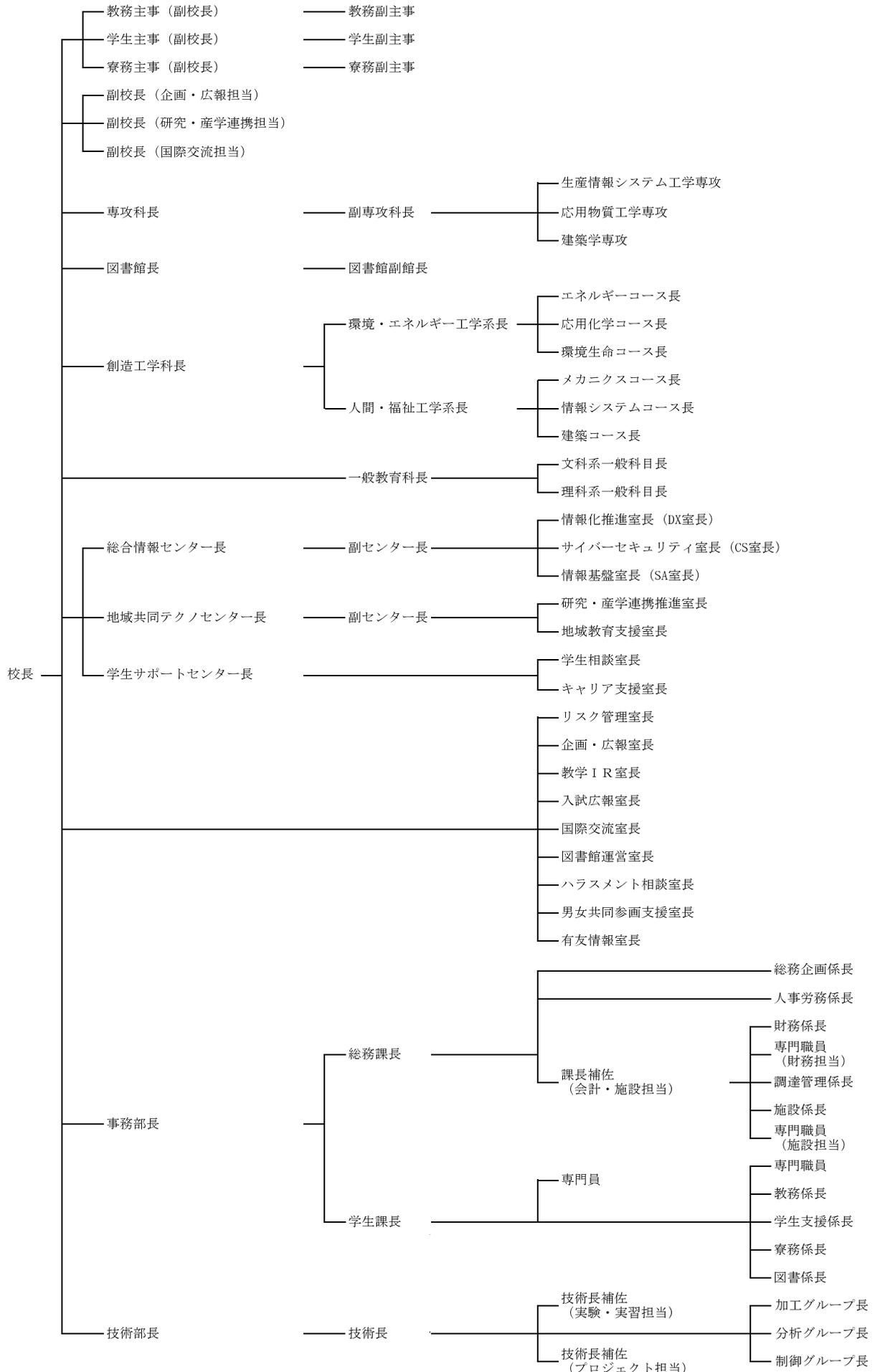
(1) 沿革

昭和37年度に新しい学校制度として高等専門学校が発足して以来、各都道府県では学校誘致を図り、昭和38年度までに本校を含む24校の設置が認められた。本校は九州の中央に位置し、福岡・熊本の両県を境とするこの萩尾台に設置された。以下に本校の沿革を略記する。

昭和38年	4月1日	国立学校設置法の一部を改正する法律により有明工業高等専門学校「機械工学科、電気工学科、工業化学科」が設置され、初代校長に文部教官牛尾広恵が任命された
	4月20日	荒尾市増永堀後の仮校舎において開校式並びに第1回入学式を挙行了した（入学許可121名）
	10月23日	大牟田市東萩尾町の現校地に校舎新築を着工した
昭和39年	3月25日	寄宿舎竣工（若葉棟）
	3月31日	校舎竣工（一般科目棟、管理棟）
昭和40年	3月17日	第2期新営工事竣工（工業化学科棟、機械工場、電気工学科棟の一部、寄宿舎青葉棟）
昭和41年	3月27日	第3期新営工事竣工（機械工学科棟、体育館、寄宿舎紅葉棟）
	4月1日	事務部制の実施により庶務、会計の2課が新設された
	8月31日	水泳プール竣工
	10月11日	校舎落成式挙行政
昭和42年	11月15日	武道場竣工
昭和43年	4月1日	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の施行により「建築学科」が増設された
	8月31日	校長牛尾広恵が退官した
	9月1日	文部教官誉田敏雄が校長に任命された
昭和44年	3月20日	建築学科増設に伴う新営工事竣工（建築学科棟、寄宿舎银杏棟）
昭和45年	4月1日	学生課が新設された
	10月5日	校長病気のため校長事務代理に文部教官大石豊二郎が任命された
	11月6日	校長誉田敏雄死去
	11月6日	校長事務取扱に文部教官大石豊二郎が任命された
昭和46年	1月20日	文部教官轟一郎が校長に任命された
昭和47年	2月25日	図書館新営工事竣工
昭和48年	11月1日	創立10周年記念式典挙行政
昭和49年	3月30日	電子計算機室竣工
昭和51年	2月28日	語学演習室（LL）竣工
昭和52年	2月28日	総合実習センター竣工
昭和53年	3月15日	寄宿舎地区生活廃水処理施設竣工
昭和54年	3月19日	校舎地区廃水処理施設竣工
昭和55年	3月31日	選択制教室竣工
	4月1日	校長轟一郎が退官し、その後任に九州大学より文部教官吉村虎蔵が発令された
	12月12日	事務用電算機室竣工
昭和56年	3月17日	第2体育館竣工
昭和57年	3月30日	環境開発教育研究施設竣工
昭和58年	2月28日	福利施設（修己館）竣工
	10月29日	創立20周年記念式典挙行政
昭和61年	4月1日	校長吉村虎蔵が退官し、その後任に九州大学より文部教官 竹村哲男が発令された
平成元年	4月1日	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の施行により「電子情報工学科」が増設された
平成3年	3月20日	電子情報工学科棟竣工
	4月27日	電子情報工学科棟竣工記念式典挙行政
平成4年	3月31日	校長竹村哲男が退官した
	4月2日	第6代校長に元九州大学工学部長高松康生が任命された
平成5年	3月25日	寄宿舎女子棟竣工
	11月6日	創立30周年記念式典挙行政
平成6年	4月1日	工業化学科を物質工学科に改組
平成8年	3月22日	物質工学科生物棟竣工
	3月28日	学内LAN竣工
平成9年	3月31日	校長高松康生が退官した
	4月2日	第7代校長に元九州大学大学院教授山藤馨が任命された
	9月1日	地域連携推進センター設置
平成11年	4月1日	学生相談室設置
平成12年	3月15日	一般科目棟改修、合同教育棟・共通専門棟竣工

- 平成13年 4月1日 教育研究技術支援センター設置
専攻科（生産情報システム工学専攻、応用物質工学専攻、建築学専攻）が設置された
- 9月25日 機械工学科棟・物質工学科棟改修
- 11月30日 総合実習センター改修
- 平成14年 1月17日 地域共同テクノセンター設置
- 3月31日 校長山藤馨が退官した
- 4月1日 第8代校長に元九州大学大学院教授尾崎龍夫が任命された
- 9月30日 電気工学科棟・建築学科棟・第一体育館改修及び建築学科棟・電気工学科棟・物質工学科棟間渡り廊下竣工
- 平成15年 3月20日 総合研究棟竣工
- 4月19日 創立40周年記念式典及び総合研究棟竣工記念式典挙行
- 平成16年 4月1日 国立学校設置法の廃止及び独立行政法人国立高等専門学校機構法の施行に伴い、有明工業高等専門学校は、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校へ移行
- 平成17年 5月12日 JABEEによる教育プログラム認定
- 平成18年 3月17日 電子情報工学科棟・一般教育南棟間渡り廊下竣工
- 3月20日 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価において高等専門学校評価基準を満たしていることが証された
- 平成18年 4月1日 マルチメディアセンター設置
- 平成19年 4月1日 事務部2課体制移行に伴い庶務課、会計課を総務課に再編
- 7月30日 青葉棟改修
- 12月28日 図書館棟改修
- 平成20年 3月31日 校長尾崎龍夫が退職した
- 4月2日 第9代校長に元九州大学大学院教授立居場光生が任命された
- 平成25年 3月31日 校長立居場光生が退職した
- 4月1日 第10代校長に元独立行政法人大学評価・学位授与機構理事福島健郎が任命された
- 11月9日 創立50周年記念式典挙行
- 12月19日 校訓を制定（平成26年3月6日校訓碑を建立）
- 平成28年 3月31日 校長福島健郎が退職した
- 4月1日 機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、物質工学科、建築学科の5学科を創造工学科1学科に改組
第11代校長に元独立行政法人国立高等専門学校機構研究・産学連携推進室室長 兼 仙台高等専門学校教授高橋薫が任命された
- 平成29年 4月1日 木村情報技術㈱からの寄附により、「人工知能・ビジネス講座（木村情報技術）」が開設された
- 平成30年 4月1日 学生サポートセンター設置
教育研究技術支援センターを技術部に改組
- 11月3日 同窓会「有友倶楽部」創立50周年を記念し、正門前に時計塔が寄贈された
- 平成31年 3月31日 校長高橋薫が旭川工業高等専門学校長として転出した
- 4月1日 第12代校長に元鈴鹿工業高等専門学校教授江崎尚和が任命された
- 令和3年 4月1日 入試広報室設置
- 令和4年 3月4日 桜棟改築
- 3月31日 校長江崎尚和が長野工業高等専門学校長として転出した
- 4月1日 第13代校長に元新居浜工業高等専門学校長八木雅夫が任命された
マルチメディアセンターを総合情報センターに改組
教学IR室、図書館運営室設置

(2) 組織



各役職等の職務

① 教務主事（副校長）

校長の命を受けて、おおむね次のような事項について総括調整する。

教育課程の編成及び実施、年間行事の設定、入学・退学・転学・転科の取扱い、進級及び卒業の認定、欠席の取扱い、授業要目の作成、教科書その他図書・教材の取扱い、教員の研修等。教務主事の補佐として教務副主事がいる。教務主事と教務副主事をあわせて教務主事室を構成する。

② 学生主事（副校長）

校長の命を受けて、おおむね次のような事項について総括調整する。

学生の課外教育、集団指導、規律の保持、事故の処理、保健指導、奨学、厚生福祉等。学生主事の補佐として学生副主事がいる。学生主事と学生副主事をあわせて学生主事室を構成する。

③ 寮務主事（副校長）

寮の運営管理全般について担当する。したがって寮に関する種々の問題は、寮事務室かあるいは寮務主事室に相談することが必要で、寮務主事は運営管理上の問題について必要があるときは「寮務委員会」において検討する。寮務主事の補佐として寮務副主事がいる。寮務主事と寮務副主事をあわせて寮務主事室を構成する。

④ 副校長（企画・広報担当、研究・産学連携担当、国際交流担当）

三主事以外の副校長として3名が「企画・広報」「研究・産学連携」「国際交流」の各分野についてリーダーシップをとる。

⑤ 専攻科長

校長の命を受けて、専攻科に関する全体の事項を総括調整する。

⑥ 学科長・系長・コース長

学科長は創造工学科長の1名であり、本学科を統括する。系長は各系（環境・エネルギー工学系および人間・福祉工学系）に各1名いて、その系のとりまとめ・調整・連絡を行う。コース長は各コースに各1名いて、そのコースの教科課程、施設設備並びに機械器具等の管理、コース全般にわたる運営を統括している。さらに、学生の就職や学外実習については、そのコースを代表して会社等と折衝にあたり、卒業研究や平素の専門科目の学習等についても常に学生のよき相談相手となる。また、一般教育科長が一般教育を司る。文科系と理科系に一般科目長を置き、各系の教育を統括する。

⑦ 学年主任

当該学年の学級担任で組織される学級担任会（学年会と略称）の長となり学級間の連絡調整にあたりるとともに、各学年の学年会相互の密接な連携をはかる。

⑧ 学級担任

各学級における学生の直接の相談相手であり、学習や生活について直接指導にあたる。最高学年では、進路指導を行い、進路を決定する上での相談相手となる。学級担任の補佐として学級副担任がいる。

⑨ 事務部

事務部は、本校の教育・研究及び学校運営を円滑に行えるように、総務・会計・施設及び学生の厚生補導に関する業務を行っている。学生に直接関係する事務を担当している係と業務は次のとおりである。

○学生課

- ・教務係・・・入学、進級、卒業、授業時間割、試験、学業成績、休学・復学・退学・転学等学生の身分異動、各種証明書の発行、その他教務に関する事務。
- ・学生支援係・・・課外活動、就学支援金関係、奨学金関係、授業料等の免除や徴収猶予、保健衛生、就職、通学証明書、学生旅客運賃割引証の発行、学生会費の経理、その他の福利厚生に関する事務。
- ・寮務係・・・学生の入退寮、寮生の給食・栄養管理、学寮の管理運営等に関する事務。
- ・図書情報係・・・図書の閲覧及び貸出、図書の収集及び整理、図書の選定及び受入、図書の保全管理、その他図書に関する事務。

○総務課

- ・財務係・・・入学検定料・入学金・授業料・寄宿料等の機構の収入事務及び学校運営のために必要な経費の支出事務。
- ・施設係・・・校舎等の建物及び工作物の維持・管理等に関する事務。

⑩ 技術部

技術部は、本校の学科等の要請に対応し、教育研究等に関する専門的な技術・技能を要する業務を行う。学生に関係する業務は次のとおりである。

- ・実験・実習・演習における教育の補助及び技術指導に関すること。
- ・教育研究に必要な技術業務及び技術開発に関すること。
- ・地域社会との連携に基づく技術協力に関すること。

(3) 教員名簿 (令和4年4月1日現在)

校長 八木雅夫

一般教育科 (文科系)

職名	氏名	主な担当科目
講師	藤崎 祐二	文学、日本語コミュニケーション
講師	安井 絢子	文学、日本語コミュニケーション
教授	山口 英一	現代社会Ⅰ、人間科学
准教授	谷口 光男	歴史学Ⅰ、社会科学
教授	三戸 健司	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語A、 英語Ⅲ、英語Ⅳ、英語B、 英語コミュニケーションA、 英語コミュニケーションⅠ、 英語コミュニケーションB、 英語コミュニケーションⅡ、 一般技術英語
教授	村田 和穂	
准教授	グランバイリチャードトーマス	
准教授	山崎 英司	
講師	村端 啓介	
講師	野口 欣照	保健、体育
嘱託教授	井上 仁志	保健、体育
嘱託教授	中島 洋典	地理学、環境科学

一般教育科 (理科系)

職名	氏名	主な担当科目
教授	村岡 良紀	基礎解析学、基礎数学、 解析学Ⅰ・Ⅱ、代数幾何Ⅰ・Ⅱ 応用数学Ⅰ・Ⅱ、統計学、 代数学特講、複素関数論、 ベクトル解析、フーリエ解析
教授	西山 治利	
教授	田中 彰則	
准教授	高本 雅裕	
准教授	青影 一哉	
准教授	田端 亮	情報リテラシーⅠ
准教授	嘉藤 直子	基礎物理学Ⅰ・Ⅱ、応用物理学
教授	酒井 伯夫	
教授	竹内 朋子	
准教授	鮫島 朋子	理科基礎、化学Ⅰ・Ⅱ
教授	松尾 明洋	
講師	古川 一輝	理科基礎、化学Ⅰ・Ⅱ

創造工学科（環境・エネルギー工学系）

職名	氏名	主な担当科目
教授	富永伸明	基礎生物、生物工学基礎
教授	劉丹	化学工学、分析化学
教授	榎本尚也	化学基礎、物理化学、無機化学
教授	南部幸久	エネルギー変換工学、電気電子設計
教授	石丸智士	電子工学、電子デバイス工学
教授	小林正幸	物理化学、生体高分子工学
教授	河野晋	高電圧工学、パワーエレクトロニクス
教授	田中康徳	無機化学、材料化学
教授	尋木信一	情報処理Ⅰ&Ⅱ、計算機工学
教授	大河平紀司	機器分析学、高分子化学
准教授	出口智昭	微生物工学、食品工学、生体触媒工学
准教授	近藤満	化学工学基礎、反応工学
准教授	藤本大輔	有機化学、有機合成化学
准教授	鷹林将	電気磁気学Ⅰ&Ⅱ、エネルギー工学実験Ⅱ
准教授	内田雅也	環境エネルギー工学概論、環境化学
准教授	石橋孝昭	電気回路Ⅰ、制御工学Ⅰ
准教授	清水暁生	電子回路Ⅰ&Ⅱ、基礎通信工学
助教	石川元人	生物化学Ⅰ、工学基礎Ⅲ
助教	高木智士	電気電子計測、エネルギー工学実験Ⅲ
助教	白川知秀	基礎電気回路、エネルギー工学実験Ⅲ

創造工学科（人間・福祉工学系）

職名	氏名	主な担当科目
教授	金田 一男	構造力学、建築振動学
教授	南 明宏	材料学Ⅰ～Ⅲ、基礎塑性力学
教授	原 慎真也	メカトロニクス基礎・応用、コンピュータ工学
教授	松岡 高弘	建築史(日本・西洋・近代)、建築設計演習
教授	菅沼 明	コンパイラ、数値計算法Ⅰ・Ⅱ
教授	明石 剛二	精密加工、機械基礎製図Ⅱ
教授	松野 哲也	半導体工学、制御工学Ⅰ・Ⅱ
教授	柳原 聖	計測制御Ⅰ～Ⅲ、機械力学
教授	松野 良信	情報工学演習Ⅰ、情報処理システム
教授	坪根 弘明	水力学、流体工学
教授	ゴーチェ ロヴィック	コンピュータアーキテクチャ、論理回路
教授	岩下 勉	鋼構造、建築実験実習
准教授	森 紳太郎	情報理論、光エレクトロニクス
准教授	嘉藤 学	情報ネットワーク、アルゴリズム
准教授	下田 誠也	建築材料、建築実験実習
准教授	原 武嗣	電気回路Ⅰ・Ⅱ、電子工学基礎
准教授	石川 洋平	電子回路Ⅰ・Ⅱ、専門創造演習
准教授	坂本 武司	機構と要素、創造設計演習Ⅱ
准教授	岩本 達也	材料力学Ⅰ・Ⅱ、機械基礎製図Ⅰ
准教授	篠崎 烈	工学基礎Ⅲ、ものづくり基礎Ⅰ
准教授	森山 英明	システムプログラミング、ソフトウェア工学
准教授	正木 哲	建築計画、建築設計演習
講師	藤原 ひとみ	高齢者福祉論、建築設計演習
講師	伊野 拓一郎	熱機関工学、伝熱工学
講師	窪田 真樹	建築環境工学、建築設備
講師	野口 卓朗	専門工学実験Ⅲ、情報処理システム
助教	森田 健太郎	建築構法、建築設計演習
助教	佐土原 洋平	都市計画、建築設計演習

学生サポートセンター

職名	氏名	主な担当業務
准教授	香川 純子	学生相談室業務の統括

2. 有明工業高等専門学校学則

有明工業高等専門学校学則

第1章 本校の目的

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第2条 修業年限は、5年とする。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 学年末休業

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がそのつど定める。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、系、コース、学級数、入学定員及び教職員組織

第7条 本校に創造工学科を置く。

2 前項に規定する学科に、環境・エネルギー工学系及び人間・福祉工学系の2系を置き、各系に次の各コースを置き教育上の目的を定める。

(1) 環境・エネルギー工学系

ア エネルギーコース

(ア) エネルギー関連工学に関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) エネルギーの発生・変換に関する知識と技術を駆使し、持続可能な社会を築くために貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) エネルギー生産と消費の現状に関する知識を身に付け、エネルギー問題などの世界的社会ニーズに対応できる技術者の育成

イ 応用化学コース

(ア) 応用化学に関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) 自然環境の諸課題に対する化学の役割を認識し、これらの解決に貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) 化学に関連する幅広い工学基礎知識を身に付け、環境問題などの地球規模の社会ニーズに対応できる技術者の育成

ウ 環境生命コース

(ア) 環境工学や生命工学に関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) 生体分子及び生命現象を理解し、その知識を利用することで様々な地球環境問題に貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) 環境や生命に関連する幅広い工学基礎知識を身に付け、食糧問題などの多様化する社会ニーズに対応できる技術者の育成

(2) 人間・福祉工学系

ア メカニクスコース

(ア) 機械工学に関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) 人間社会と知能機械の共存による福祉社会の実現を認識し、インテリジェントな機械技術を駆使して社会問題に貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) 機械工学に関連する福祉工学やエレクトロニクスの基礎知識を身に付け、高齢化社会問題などの地域社会ニーズに対応できる技術者の育成

イ 情報システムコース

(ア) 情報システムに関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) 情報システムの構築を通して人々の生活の質の向上に貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) 情報システムとその周辺分野の知識を身に付け、人間社会の情報通信技術ニーズに対応できる技術者の育

成

ウ 建築コース

(ア) 建築に関する基礎学力及び基礎技術力を持つ技術者の育成

(イ) 建築学と人間社会の関連を認識し、安全で、豊かで、魅力的な人々の生活環境を創造することに貢献できる実践的技術者の育成

(ウ) 建築学と関連工学分野の知識を身に付け、都市問題などの地域社会ニーズに対応できる技術者の育成

3 学科の学級数及び入学定員は次のとおりとする。

	学級数	入学定員
創造工学科	5	200人

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第10条 本校に庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第10条の2 本校に教育研究に係る技術支援業務を行うため、技術部を置く。

第11条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては、別表第1、専門科目にあつては、別表第2のとおりとする。

3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間実施するものとする。

第13条の2 各授業科目の単位数は、1単位について30時間の履修を基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に依り、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準による授業科目を設けることができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業と15時間から30時間までの授業時間外の学修をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業と15時間までの授業時間外の学修をもって1単位とする。

3 前項の規定により設置される授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関し必要な事項は別に定める。

第13条の5 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所で行わせることができる。

4 前3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとし、必要な事項は別に定める。

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 15 条 前条の認定の結果、原学年に留められた者の単位認定及び科目履修の取扱いは別に定める。

第 5 章 入学、転コース、休学、退学、転学、留学及び卒業

第 16 条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 17 条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について出身中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、出身中学校長から送付された調査書、推薦書等を主な資料として、入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前 2 項の選抜の結果に基づき、第 29 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、この限りではない。

第 18 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

第 18 条の 2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 19 条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

第 19 条の 2 学生は、第 2 学年後期から第 7 条第 2 項に定めるいずれかのコースに所属するものとする。

第 20 条 転コースを希望する者があるときは、校長は選考の上、第 4 学年からの転コースを許可することができる。

第 21 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により 3 ヶ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第 22 条 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、2 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

第 23 条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学することができる。

第 24 条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

第 25 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

第 26 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第 26 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 前項により認定することができる単位数は、第 13 条の 3 及び第 13 条の 4 により修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 校長は、第 2 項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

5 前 4 項に関し必要な事項は、別に定める。

第 27 条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第 28 条 入学（編入学、転学又は再入学を含む。）を志願する者から徴収する検定料の額及び徴収方法等は、独立行

政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「高専機構規則」という。)の定めるところによるものとする。

第29条 入学を許可されることになった者から徴収する入学料の額及び徴収方法等は、高専機構規則の定めるところによるものとする。

第30条 授業料の額及び徴収方法等は、高専機構規則の定めるところによるものとする。

第31条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

第33条 寄宿舎に入舎している学生から徴収する寄宿料の額及び徴収方法等は、高専機構規則の定めるところによるものとする。

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除又はその徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第35条 納付した入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により当該授業料相当額を、また、前期分授業料徴収の際後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を返付するものとする。

第7章 学生準則及び賞罰

第36条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第37条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

第38条 教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告の懲戒を加えることがある。ただし、退学は次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第39条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第17条第3項に規定する入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受領され、免除を不許可とされた者、半額免除の許可をされた者、徴収猶予を許可された者及び徴収猶予を不許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

第40条 本校に専攻科を置く。

第41条 専攻科は高等専門学校における教育の基盤の上に立ち、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授し、もって広く産業の発展に寄与する実践的かつ創造的な技術者の育成を目的とする。

第42条 専攻科に次の専攻を置き、教育上の目的を定める。

- (1) 生産情報システム工学専攻
 - ① 高度科学技術社会、国際的なエネルギー問題、環境問題に対応できる論理的思考能力と解決能力を備えた実践的技術者の育成
 - ② 準学士課程での機械、電気、電子情報工学の基礎的な知識と技術を基に、より高度に融合された機械・電気・電子情報分野の幅広い専門科目を修得した学際性を備えた実践的技術者の育成
 - ③ 高い倫理観を持ち、幅広い視野と国際性を備えた実践的技術者の育成
- (2) 応用物質工学専攻

- ① 化学技術やバイオテクノロジーの進展に対応しうる知識と技術をもち、これを化成品、材料、食品、医薬品などの開発、製造などに展開する能力を有する実践的技術者の育成
 - ② 基礎的・専門的学力と学際領域にわたる幅広い知識を活用して、環境に配慮したものづくりができる実践的技術者の育成
 - ③ 工業生産活動におけるニーズとシーズを的確に捉える能力を持ち、国際性を備えた実践的技術者の育成
- (3) 建築学専攻
- ① 計画・環境系あるいは構造・生産系のいずれかに重点を置いた高度な実践的技術を有する人材の育成
 - ② 建築界における諸問題を捉え、解決に導くための論理的思考能力や実践的技術センスを有する人材の育成
 - ③ 建築分野のみならず、建築分野以外の領域にまたがる課題に対しても対応できる資質を有する人材の育成
- 2 各専攻の入学定員は次のとおりとする。

	入学定員
生産情報システム工学専攻	12名
応用物質工学専攻	4名
建築学専攻	4名

第43条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第132条の規定により、大学に編入学することができるもの
- (5) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他、本校専攻科が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第44条 校長は入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第45条 専攻科の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第46条 専攻科学生の休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第47条 開設する授業科目及びその単位数は別表第3のとおりとする。

2 履修方法については別に定めるところによる。

第48条 専攻科に2年以上在学し、専攻科に関する授業科目を修得し、所定の修了要件を満たした者については修了を認定する。

2 校長は修了を認定した者に対して、所定の修了証書を授与する。

3 専攻科における単位の修得及び専攻科の修了要件については、別に定める。

第49条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第19条、第21条、第23条から第25条、第26条の2第1項及び第5項、第28条から第39条の規定を準用する。この場合において、第13条の3第1項中「他の高等専門学校において」とあるのは「他の高等専門学校の専攻科において」と、「60単位」とあるのは「30単位」と、第13条の4第1項中「大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「大学における学修」と、第13条の4第2項中「60単位」とあるのは「30単位」と、第13条の5第4項中「60単位」とあるのは「30単位」と、第26条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第39条第2項中「第22条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第50条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は別に定める。

第9章 寄宿舍

第51条 本校に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別の課程履修生

第 52 条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第 53 条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第 53 条の 2 本校において開設する授業科目のうち、1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により授業科目を履修した者には、単位の修得を認定することができる。

第 53 条の 3 学校間単位互換に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 53 条の 4 本校において編成する特別の課程について履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別の課程履修生として入学を許可することがある。

2 前項により特別の課程を履修した者には、単位の修得を認定することができる。

第 54 条 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 外国人留学生

第 55 条 外国人で、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として第 3 学年に入学を許可することがある。

第 56 条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第 57 条 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

第 58 条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

(中 略)

附 則

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の日において、令和 2 年度以前に入学した専攻科学生に係る教育課程については、改正後の別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

一般教育(創造工学科)

平成30年度入学者から適用

授 業 科 目		単位数	学 年 別 配 当					備 考	
			1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	国語	文学Ⅰ	2	2					
		文学Ⅱ	2		2				
		文学Ⅲ	2			2			留学生以外に対して開講
		日本語							留学生に対して開講
		日本語コミュニケーション	2				2		
	数学	基礎解析学	4	4					
		基礎数学	2	2					
		解析学Ⅰ	4		4				
		解析学Ⅱ	4			4			
		代数・幾何Ⅰ	2		2				
		代数・幾何Ⅱ	1			1			
		統計学	1			1			
	理科	基礎物理学Ⅰ	2	2					
		基礎物理学Ⅱ	2		2				
		理科基礎	2	2					
		化学Ⅰ	2	2					
	社会	化学Ⅱ	2		2				
		地理学	2	2					
		歴史学Ⅰ	2		2				
		現代社会Ⅰ	2		2				
		現代社会Ⅱ	2			2			留学生以外に対して開講
	日本事情							留学生に対して開講	
	体育	保健	2	2					
		体育Ⅰ	2	2					
		体育Ⅱ	2		2				
	外国語	英語Ⅰ	4	4					
		英語Ⅱ	2	2					
		英語Ⅲ	4		4				
		英語Ⅳ	2		2				
		英語コミュニケーションA	2			2			
英語コミュニケーションB		2			2				
英語A		2				2			
英語B		2				2			
小計		70	26	24	14	6	0		
選択科目	芸術	芸術A	1	1					
		芸術B	1	1					
	体育	体育Ⅲ	2			2			
		国語	日本語の表現技法Ⅰ	2				2	15H+30H/単位
	日本語の表現技法Ⅱ		2				2	15H+30H/単位	
	文学特講Ⅰ		2				2	15H+30H/単位	
	文学特講Ⅱ		2				2	15H+30H/単位	
	社会	社会科学	2				2	15H+30H/単位	
		歴史学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
		人間科学	2				2	15H+30H/単位	
		国際文化	2				2	15H+30H/単位	
	外国語	環境科学	2				2	15H+30H/単位	
		地球環境	2				2	15H+30H/単位	
		英語コミュニケーションⅠ	2				2	15H+30H/単位	
		英語コミュニケーションⅡ	2				2	15H+30H/単位	
	数学	第二外国語	2				2	15H+30H/単位	
		一般技術英語	2				2	15H+30H/単位	
		数学特講Basic	2				2	15H+30H/単位	
		数学特講Advanced	2				2	15H+30H/単位	
		代数学特講	2				2	15H+30H/単位	
		複素関数論	2				2	15H+30H/単位	
		ベクトル解析	2				2	15H+30H/単位	
	理科	フーリエ解析	2				2	15H+30H/単位	
		物理学特講	2				2	15H+30H/単位	
		化学特講	2				2	15H+30H/単位	
	体育	体育A	1				1		
		体育B	1				1		
	小計		50	2	0	2	46		理系*2
	開設単位数		120	28	24	16	52		
	修得可能単位数		90	28	24	16	22		

*1 第4・5学年で14科目の中から4科目(最大8単位)まで修得可能

*2 第4・5学年で10科目の中から4科目(最大8単位)まで修得可能

※ 備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します

別表第2

(ア)エネルギーコース(創造工学科)

令和2年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
	創造設計基礎演習	1				1	30H+15H/単位	
技術者倫理	1					1 共通科目・30H+15H/単位		
環境・エネルギー工学系 共通	環境・エネルギー工学概論	1		1			系共通	
	専門創造演習	1			1		系共通	
	環境工学	1				1	系共通・30H+15H/単位	
	エネルギー工学	1				1	系共通・30H+15H/単位	
電気・エネルギー 工学基礎	基礎電気回路	1		1				
	電気回路Ⅰ	2			2			
	電気回路Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	基礎電気磁気学	1		1				
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	電気電子計測	2			2			
	電気電子材料	1				1	30H+15H/単位	
	制御工学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	制御工学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	電気電子設計	2				2	30H+15H/単位	
	エネルギー工学演習	1				1	30H+15H/単位	
	エネルギー工学実験Ⅰ	4			4			
エネルギー工学実験Ⅱ	2				2	45H+0H/単位		
エネルギー工学実験Ⅲ	2					2 45H+0H/単位		
電力工学	電気機器	2			2			
	エネルギー変換工学	2				2	15H+30H/単位	
	電力発生工学	1				1	30H+15H/単位	
	電力輸送工学	1				1	30H+15H/単位	
	パワーエレクトロニクス	1				1	30H+15H/単位	
電子工学	電子工学	2			2			
	電子デバイス工学	1				1	30H+15H/単位	
	電子回路Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	電子回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
情報通信工学	情報処理Ⅰ	1		1				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	計算機工学	1				1	30H+15H/単位	
	基礎通信工学	1				1	30H+15H/単位	
卒業研究	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	8					8	
小 計	78	6	9	22	24	17		
選 択 科 目	電力工学・エネルギー 工学	高電圧工学	1				1	30H+15H/単位
		エネルギー資源	2				2	15H+30H/単位
		エネルギーシステム	2				2	15H+30H/単位
		エネルギー応用	1				1	30H+15H/単位
	電気複合・総合	電気法規	1				1	30H+15H/単位
		デジタル回路	1			1		30H+15H/単位
		信頼性工学	1				1	30H+15H/単位
	複合・エネルギー関連	物理化学概論	1				1	30H+15H/単位
		熱力学	1			1		30H+15H/単位
		内燃機関	1				1	30H+15H/単位
		伝熱工学	1				1	30H+15H/単位
		流体工学	1				1	30H+15H/単位
		数値計算法	1				1	2科目から1科目選択
		水力学	1				1	30H+15H/単位
	信号処理	1				1	2科目から1科目選択	
小 計	17	0	0	0	2	15		
開設単位数		95	6	9	22	26	32	
修得可能単位数		93	6	9	22	26	30	授業外科目を除く
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小 計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

別表第2

(ア)エネルギーコース(創造工学科)

平成29年度入学者から適用

授業科目	単位数	学年別配当					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	応用物理学	4				4	共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
創造設計基礎演習	1				1	30H+15H/単位		
技術者倫理	1					1 共通科目・30H+15H/単位		
環境・エネルギー工学系 共通	環境・エネルギー工学概論	1		1			系共通	
	専門創造演習	1			1		系共通	
	環境工学	1				1	系共通・30H+15H/単位	
	エネルギー工学	1				1	系共通・30H+15H/単位	
電気・エネルギー 工学基礎	基礎電気回路	1		1				
	電気回路Ⅰ	2			2			
	電気回路Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	基礎電気磁気学	1		1				
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	電気電子計測	2			2			
	電気電子材料	1				1	30H+15H/単位	
	制御工学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	電気電子設計	2				2	30H+15H/単位	
	エネルギー工学演習	1				1	30H+15H/単位	
	エネルギー工学実験Ⅰ	4			4			
	エネルギー工学実験Ⅱ	2				2	45H+0H/単位	
	エネルギー工学実験Ⅲ	2				2	45H+0H/単位	
電力工学	電気機器	2			2			
	エネルギー変換工学	2				2	15H+30H/単位	
	電力発生工学	1				1	30H+15H/単位	
	電力輸送工学	1				1	30H+15H/単位	
電子工学	電子工学	2			2			
	電子デバイス工学	1				1	30H+15H/単位	
	電子回路Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
情報通信工学	電子回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	情報処理Ⅰ	1		1				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	計算機工学	1				1	30H+15H/単位	
卒業研究	基礎通信工学	1				1	30H+15H/単位	
	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	8				8		
小計	76	6	9	22	23	16		
選択科目	電力工学・エネルギー 工学	高電圧工学	1				1	30H+15H/単位
		パワーエレクトロニクス	1				1	30H+15H/単位
		エネルギー資源	2				2	15H+30H/単位
		エネルギーシステム	2				2	15H+30H/単位
		エネルギー応用	1				1	30H+15H/単位
	電気複合・総合	電気法規	1				1	30H+15H/単位
		制御工学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		デジタル回路	1				1	30H+15H/単位
		信頼性工学	1				1	30H+15H/単位
	複合・エネルギー関連	物理化学概論	1				1	30H+15H/単位
		熱力学	1				1	30H+15H/単位
		内燃機関	1				1	30H+15H/単位
		伝熱工学	1				1	30H+15H/単位
		流体工学	1				1	30H+15H/単位
数値計算法		1				1	2科目から1科目選択	
水力学	1				1	30H+15H/単位		
信号処理	1				1	2科目から1科目選択		
小計	19	0	0	0	3	16		
開設単位数	95	6	9	22	26	32		
修得可能単位数	93	6	9	22	26	30	授業外科目を除く	
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(イ)応用化学コース(創造工学科)

平成28年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
	創造設計基礎演習	1				1	30H+15H/単位	
	技術者倫理	1					1 共通科目・30H+15H/単位	
アカデミックスキル	1		1					
環境・エネルギー工学系 共通	環境・エネルギー工学概論	1		1			系共通	
	専門創造演習	1			1		系共通	
	環境工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	エネルギー工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
専門基礎	化学基礎	1		1				
	分析化学	1		1				
	無機化学Ⅰ	2			2			
	有機化学Ⅰ	2			2			
	物理化学Ⅰ	2			2			
	化学工学基礎	1			1			
	生物化学Ⅰ	1			1			
	有機化学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	物理化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	化学工学	2				2	15H+30H/単位	
	無機化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	生物化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	有機化学Ⅲ	1				1	30H+15H/単位	
	物理化学Ⅲ	1				1	30H+15H/単位	
物理化学Ⅳ	1					1 30H+15H/単位		
専門展開	材料化学	1				1	30H+15H/単位	
	機器分析学Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
	生物工学基礎	1				1	30H+15H/単位	
	反応工学	1				1	30H+15H/単位	
	微生物工学	1				1	30H+15H/単位	
	プロセスシステム工学	1				1	30H+15H/単位	
	生物工学	2				2	15H+30H/単位	
	高分子化学Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
実験	応用化学基礎実験	2		2				
	応用化学実験Ⅰ	2			2			
	応用化学実験Ⅱ	2			2			
	応用化学実験Ⅲ	1				1	45H+0H/単位	
	応用化学実験Ⅳ	1				1	45H+0H/単位	
	応用化学総合実験	1				1	45H+0H/単位	
卒業研究	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	9					9	
小計		77	6	11	18	23	19	-
選 択 科 目	工学基礎	電気工学基礎Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		電気工学基礎Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		機械工学基礎Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		機械工学基礎Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		品質管理	1				1	30H+15H/単位
		化学英語	1				1	30H+15H/単位
	専門展開	機器分析学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		環境化学	1				1	30H+15H/単位
		高分子化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		機能材料工学	1				1	30H+15H/単位
		工業材料	1				1	30H+15H/単位
		応用化学演習Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		応用化学演習Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		応用化学演習Ⅲ	1				1	30H+15H/単位
小計		14	0	0	0	2	12	
開設単位数		91	6	11	18	25	31	授業外科目を除く
修得可能単位数		91	6	11	18	25	31	
授業外科目	学外実習	1(2)					1(2)	
	特別講義	1					1	
	小計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(ウ) 環境生命コース (創造工学科)

平成28年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
	創造設計基礎演習	1				1	30H+15H/単位	
技術者倫理	1					1 共通科目 30H+15H/単位		
環境・エネルギー工学系 共通	環境・エネルギー工学概論	1		1			系共通	
	専門創造演習	1			1		系共通	
	環境工学	1				1	系共通30H+15H/単位	
	エネルギー工学	1				1	系共通30H+15H/単位	
専門基礎	分析化学	1		1				
	化学基礎	1		1				
	基礎生物	1		1				
	無機化学Ⅰ	2			2			
	有機化学Ⅰ	2			2			
	物理化学Ⅰ	2			2			
	化学工学基礎	1			1			
	生物化学Ⅰ	1			1			
	有機化学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	無機化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	物理化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	物理化学Ⅲ	1				1	30H+15H/単位	
	化学工学	2				2	15H+30H/単位	
	生物化学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	生物反応工学	1				1	30H+15H/単位	
生物工学基礎	1				1	30H+15H/単位		
専門展開	材料化学	1				1	30H+15H/単位	
	微生物工学	1				1	30H+15H/単位	
	生物有機化学	1				1	30H+15H/単位	
	生物物理化学	1				1	30H+15H/単位	
	プロセスシステム工学	1				1	30H+15H/単位	
	生物工学	2				2	15H+30H/単位	
	機器分析学Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
	高分子化学Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
実験	環境生命基礎実験	2		2				
	環境生命実験Ⅰ	2			2			
	環境生命実験Ⅱ	2			2			
	環境生命実験Ⅲ	1				1	45H+0H/単位	
	環境生命実験Ⅳ	1				1	45H+0H/単位	
	生物工学実験	1				1	45H+0H/単位	
卒業研究	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	9					9	
小計	77	6	11	18	23	19		
選 択 科 目	工学基礎	電気工学基礎Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		電気工学基礎Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		機械工学基礎Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		機械工学基礎Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		品質管理	1				1	30H+15H/単位
	専門展開	酵素化学	1				1	30H+15H/単位
		生態学	1				1	30H+15H/単位
		食品工学	1				1	30H+15H/単位
		生物工学演習Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		生物工学演習Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		細胞生物学	1				1	30H+15H/単位
		機器分析学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		環境化学	1				1	30H+15H/単位
	遺伝子工学	1				1	30H+15H/単位	
	小計	14	0	0	0	2	12	
開設単位数		91	6	11	18	25	31	授業外科目を除く
修得可能単位数		91	6	11	18	25	31	
授業外科目	学外実習	1(2)					1(2)	
	特別講義	1					1	
	小計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(エ) メカニクスコース (創造工学科)

令和2年度入学者から適用

	単位数	学年別配当					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	専門創造演習	1			1			
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
	技術者倫理	1					1 共通科目 30H+15H/単位	
人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通	
	福祉人間工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	情報福祉工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
専門基礎	機械基礎製図Ⅰ	2		2				
	機械基礎製図Ⅱ	3			3			
	ものづくり基礎Ⅰ	2		2				
	ものづくり基礎Ⅱ	3			3			
	機構と要素	2			2			
	材料学Ⅰ	1			1			
	材料力学Ⅰ	2			2			
	熱力学	2				2	15H+30H/単位	
	水力学	2				2	15H+30H/単位	
	計測制御Ⅰ	1				1		
メカトロニクス基礎Ⅰ	1				1			
構造・力学	材料学Ⅱ	2			2		15H+30H/単位	
	材料学Ⅲ	1			1		30H+15H/単位	
	材料力学Ⅱ	2			2		15H+30H/単位	
	材料力学Ⅲ	2			2		15H+30H/単位	
	機械要素設計	2			2		15H+30H/単位	
	機械力学	2				2	15H+30H/単位	
	流体力学	1				1	30H+15H/単位	
	基礎塑性力学	2				2	15H+30H/単位	
加工	精密加工	2		2				
	溶融加工	2				2	15H+30H/単位	
制御	メカトロニクス基礎Ⅱ	1				1		
	コンピュータ工学	1				1		
	数値計算法	1				1	30H+15H/単位	
	計測制御Ⅱ	1			1		30H+15H/単位	
総合	計測制御Ⅲ	2				2	15H+30H/単位	
	創造設計演習Ⅰ	2			2		45H+0H/単位	
	創造設計演習Ⅱ	3				3		
	専門工学実験Ⅰ	1			1		45H+0H/単位	
	専門工学実験Ⅱ	1			1		45H+0H/単位	
卒業研究	専門工学実験Ⅲ	2				2	45H+0H/単位	
	卒業研究Ⅰ	3				3		
	卒業研究Ⅱ	9				9		
	小計	91	6	9	20	30	26	
選択科目	専門基礎	工業英語	1				1	30H+15H/単位
	エネルギー	伝熱工学	1				1	30H+15H/単位
		流体工学	2				2	15H+30H/単位
		電気電子工学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		電気電子工学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
	機械選択	メカトロニクス応用	2				2	
		システム制御工学	2				2	学修単位・4科目から 2科目 選択 15H+30H/単位
		内燃機関	2				2	
		生産システム工学	2				2	
		小計	14	0	0	0	14	
	開設単位数	105	6	9	20	30	40	授業外科目を除く
	修得可能単位数	101	6	9	20	30	36	
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(エ) メカニクスコース (創造工学科)

平成28年度入学者から適用

	単位数	学年別配当					備考		
		1年	2年	3年	4年	5年			
必修科目	工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
		工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
		工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
		製図	1	1				共通科目	
		情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
		情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
		創造工学実験実習	1	1				共通科目	
		地元学	1		1			共通科目	
		課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
		課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
		専門基礎演習	1		1			共通科目	
		専門創造演習	1			1			
		応用物理学	4			4		共通科目	
		応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目		
	技術者倫理	1					1 共通科目 30H+15H/単位		
	人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通	
		福祉人間工学	1			1		系共通 30H+15H/単位	
		創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位	
		情報福祉工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	専門基礎	ものづくり基礎Ⅰ	2		2				
		ものづくり基礎Ⅱ	3			3			
		材料力学Ⅰ	2			2			
		熱力学	2				2	15H+30H/単位	
		水力学	2				2	15H+30H/単位	
		計測制御Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
		計測制御Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
		メカトロニクス基礎Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
		メカトロニクス基礎Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
		総合	機械基礎製図Ⅰ	2		2			
	機械基礎製図Ⅱ		3			3			
	創造設計演習Ⅰ		2				2		
	創造設計演習Ⅱ		3					3	
専門工学実験Ⅰ	1					1	45H+0H/単位		
専門工学実験Ⅱ	1					1	45H+0H/単位		
専門工学実験Ⅲ	2						2 45H+0H/単位		
卒業研究	卒業研究Ⅰ	3				3			
	卒業研究Ⅱ	9					9		
	小計	66	6	9	15	20	16		
選択科目	工学基礎	工業英語	1				1	30H+15H/単位	
		機構と要素	2			2			
	構造	材料学Ⅰ	1			1			
		材料学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
		材料学Ⅲ	1				1	30H+15H/単位	
		材料力学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
		材料力学Ⅲ	2				2	15H+30H/単位	
		機械要素設計	2				2	15H+30H/単位	
		加工	精密加工	2			2		
	溶融加工		2					2 15H+30H/単位	
	エネルギー	流体力学	1					1 30H+15H/単位	
		伝熱工学	1					1 30H+15H/単位	
	制御	コンピュータ工学	1				1	30H+15H/単位	
		数値計算法	1					1 30H+15H/単位	
		電気電子工学Ⅰ	1					1 30H+15H/単位	
		電気電子工学Ⅱ	1					1 30H+15H/単位	
	機械選択	計測制御Ⅲ	2					2	
		メカトロニクス応用	2					2	
		流体工学	2					2	
		システム制御工学	2					2 学修単位・8科目から4科目選択 15H+30H/単位	
		機械力学	2					2	
		基礎塑性力学	2					2	
		内燃機関	2					2	
		生産システム工学	2					2	
		小計	39	0	0	5	10	24	
	開設単位数		105	6	9	20	30	40	授業外科目を除く
	修得可能単位数		97	6	9	20	30	32	
授業外科目	学外実習	1(2)					1(2)		
	特別講義	1					1		
	小計	2(2)							

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(オ)情報システムコース(創造工学科)

令和2年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	専門創造演習	1			1			
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
	技術者倫理	1					1 共通科目 30H+15H/単位	
人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通	
	福祉人間工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	情報福祉工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
情報工学系	プログラミングⅠ	1		1				
	プログラミングⅡ	2			2			
	アルゴリズムⅠ	1				1	30H+15H/単位	
	アルゴリズムⅡ	1				1	30H+15H/単位	
	離散数学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	離散数学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	数値計算法Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	システムプログラム	2					2 15H+30H/単位	
	情報システム演習Ⅰ	1		1				
	情報システム演習Ⅱ	2			2			
	情報システム演習Ⅲ	1				1		
	情報システム演習Ⅳ	1				1		
	コンパイラ	2					2 15H+30H/単位	
	情報理論Ⅰ	1					1 30H+15H/単位	
情報理論Ⅱ	1					1 30H+15H/単位		
電子工学系	電気電子工学基礎	1		1				
	電気電子工学演習	1		1				
	論理回路	2			2			
	電気回路Ⅰ	2			2			
	電気回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	電子回路Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
	電子回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	半導体工学	2				2	15H+30H/単位	
	電子工学実験Ⅰ	3			3			
	電子工学実験Ⅱ	1				1	45H+0H/単位	
電子工学実験Ⅲ	1				1	45H+0H/単位		
電磁気学	2					2 15H+30H/単位		
システム工学系	情報処理システム	1			1			
	コンピュータアーキテクチャⅠ	1				1	30H+15H/単位	
	コンピュータアーキテクチャⅡ	1				1	30H+15H/単位	
	情報ネットワーク	2				2	15H+30H/単位	
	組み込みシステム実験Ⅰ	1					1 45H+0H/単位	
	組み込みシステム実験Ⅱ	1					1 45H+0H/単位	
卒業研究	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	8					8	
小 計	80	6	9	19	26	20		
選択科目	情報工学系	ソフトウェア工学	2				2	15H+30H/単位
		信号処理	2				2	15H+30H/単位
		データベース	2				2	15H+30H/単位
		人工知能	2				2	15H+30H/単位
	システム工学系	数値計算法Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		制御工学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		制御工学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
		通信工学	2				2	15H+30H/単位
小 計	13	0	0	0	0	13		
開設単位数		93	6	9	19	26	33	授業外科目を除く
修得可能単位数		93	6	9	19	26	33	
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1					1	
	小 計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(オ)情報システムコース(創造工学科)

平成28年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	専門創造演習	1			1			
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
技術者倫理	1					1	共通科目 30H+15H/単位	
人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通	
	福祉人間工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	情報福祉工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
情報工学系	プログラミングⅠ	1		1				
	プログラミングⅡ	2			2			
	アルゴリズムⅠ	1				1	30H+15H/単位	
	アルゴリズムⅡ	1				1	30H+15H/単位	
	離散数学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	離散数学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	数値計算法Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	システムプログラム	2					2	15H+30H/単位
	情報システム演習Ⅰ	1		1				
	情報システム演習Ⅱ	2			2			
電子工学系	電気電子工学基礎	1		1				
	電気電子工学演習	1		1				
	論理回路	2			2			
	電気回路Ⅰ	2			2			
	電気回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	電子回路Ⅰ	2				2	15H+30H/単位	
	電子回路Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	半導体工学	2				2	15H+30H/単位	
	電子工学実験Ⅰ	3			3			
	電子工学実験Ⅱ	1				1	45H+0H/単位	
電子工学実験Ⅲ	1				1	45H+0H/単位		
システム工学系	情報処理システム	1			1			
	コンピュータアーキテクチャⅠ	1				1	30H+15H/単位	
	コンピュータアーキテクチャⅡ	1				1	30H+15H/単位	
	情報ネットワーク	2				2	15H+30H/単位	
	組み込みシステム実験Ⅰ	1					1	45H+0H/単位
組み込みシステム実験Ⅱ	1					1	45H+0H/単位	
卒業研究	卒業研究Ⅰ	2				2		
	卒業研究Ⅱ	8					8	
小 計	74	6	9	19	26	14		
選 択 科 目	情報工学系	コンパイラ	2				2	15H+30H/単位
		ソフトウェア工学	2				2	15H+30H/単位
		信号処理	2				2	15H+30H/単位
		データベース	2				2	15H+30H/単位
		人工知能	2				2	15H+30H/単位
		情報理論Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
		情報理論Ⅱ	1				1	30H+15H/単位
	数値計算法Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	電子工学系	電磁気学	2				2	15H+30H/単位
		制御工学Ⅰ	1				1	30H+15H/単位
システム工学系	制御工学Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	通信工学	2				2	15H+30H/単位	
小 計	19	0	0	0	0	19		
開設単位数		93	6	9	19	26	33	授業外科目を除く
修得可能単位数		93	6	9	19	26	33	
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小 計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(カ)建築コース(創造工学科)

令和2年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目	
	工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目	
	製図	1	1				共通科目	
	情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目	
	情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目	
	創造工学実験実習	1	1				共通科目	
	地元学	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅰ	1		1			共通科目	
	課題研究Ⅱ	1			1		共通科目	
	専門基礎演習	1		1			共通科目	
	専門創造演習	1			1			
	応用物理学	4			4		共通科目	
	応用数学Ⅰ	2				2	共通科目	
	応用数学Ⅱ	1				1	共通科目	
技術者倫理	1					1 共通科目 30H+15H/単位		
人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通	
	福祉人間工学	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位	
	情報福祉工学	1					1 系共通 30H+15H/単位	
計画系	住環境計画	1			1			
	建築計画Ⅰ	1			1			
	建築計画Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	福祉環境計画	2				2	15H+30H/単位	
	日本建築史	1		1				
	西洋建築史	1			1		30H+15H/単位	
	都市計画	1				1	30H+15H/単位	
近代建築史	1					1 30H+15H/単位		
環境系	建築環境工学Ⅰ	2			2			
	建築環境工学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	建築設備Ⅰ	2					2 15H+30H/単位	
	建築設備Ⅱ	1					1 30H+15H/単位	
構造系	構造力学Ⅰ	2			2			
	構造力学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	構造力学Ⅲ	2				2	15H+30H/単位	
	材料力学	1		1				
	鉄筋コンクリート構造Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	鋼構造Ⅰ	1				1	30H+15H/単位	
	鋼構造Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	構造計画	1					1 30H+15H/単位	
	建築振動学	1					1 30H+15H/単位	
基礎構造	1					1 30H+15H/単位		
生産系	建築構法	1		1				
	建築材料Ⅰ	1			1			
	建築材料Ⅱ	1				1	30H+15H/単位	
	建築生産	2				2	15H+30H/単位	
実験	建築法規	2				2	15H+30H/単位	
	建築材料実験	1				1	45H+0H/単位	
設計	建築実験実習	1				1	45H+0H/単位	
	建築設計演習Ⅰ	2		2				
設計	建築設計演習Ⅱ	3			3			
	建築設計演習Ⅲ	3				3	30H+15H/単位	
	建築設計演習Ⅳ	3				3	30H+15H/単位	
	卒業設計	4					4	
総合	設備設計演習	4					4	
	構造設計演習	4					4	
	卒業研究Ⅰ	1				1		
卒業研究	卒業研究Ⅱ	8					8	
	小 計	97	6	8	19	28	36	
選択科目	計画系	空間デザイン	1		1			
		建築デザイン	1			1		
		都市デザイン	1				1	30H+15H/単位
		ユニバーサルデザイン	1				1	30H+15H/単位
	設計	建築設計演習Ⅴ	2				2	30H+15H/単位
小 計	6	0	1	1	0	4		
開設単位数		103	6	9	20	28	40	授業外科目を除く
修得可能単位数		95	6	9	20	28	32	
授業外科目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小 計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

(カ)建築コース(創造工学科)

平成28年度入学者から適用

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当					備 考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必 修 科 目	工学基礎	工学基礎Ⅰ	1	1				共通科目
		工学基礎Ⅱ	1	1				共通科目
		工学基礎Ⅲ	1		1			共通科目
		製図	1	1				共通科目
		情報リテラシーⅠ	2	2				共通科目
		情報リテラシーⅡ	1		1			共通科目
		創造工学実験実習	1	1				共通科目
		地元学	1		1			共通科目
		課題研究Ⅰ	1		1			共通科目
		課題研究Ⅱ	1			1		共通科目
		専門基礎演習	1		1			共通科目
		専門創造演習	1			1		
		応用物理学	4			4		共通科目
		応用数学Ⅰ	2				2	共通科目
		応用数学Ⅱ	1				1	共通科目
	技術者倫理	1					1	共通科目 30H+15H/単位
	人間・福祉工学系共通	高齢者福祉論	1			1		系共通
		福祉人間工学	1				1	系共通 30H+15H/単位
		創造設計基礎演習	1				1	系共通 30H+15H/単位
		情報福祉工学	1				1	系共通 30H+15H/単位
	計画系	住環境計画	1			1		
		建築計画Ⅰ	1			1		
		建築計画Ⅱ	2				2	15H+30H/単位
		福祉環境計画	2				2	15H+30H/単位
		日本建築史	1			1		
		西洋建築史	1				1	30H+15H/単位
	環境系	都市計画	1				1	30H+15H/単位
		建築環境工学Ⅰ	2			2		
建築環境工学Ⅱ		2				2	15H+30H/単位	
建築設備Ⅰ		2				2	15H+30H/単位	
建築設備Ⅱ		1				1	30H+15H/単位	
構造系		構造力学Ⅰ	2			2		
	構造力学Ⅱ	2				2	15H+30H/単位	
	構造力学Ⅲ	2				2	15H+30H/単位	
	材料力学	1			1			
	鉄筋コンクリート構造Ⅰ	1			1		30H+15H/単位	
	鉄筋コンクリート構造Ⅱ	1			1		30H+15H/単位	
	鋼構造Ⅰ	1			1		30H+15H/単位	
	鋼構造Ⅱ	1			1		30H+15H/単位	
	構造計画	1				1	30H+15H/単位	
	建築振動学	1				1	30H+15H/単位	
	基礎構造	1				1	30H+15H/単位	
生産系	建築構法	1		1				
	建築材料Ⅰ	1			1			
	建築材料Ⅱ	1			1		30H+15H/単位	
	建築材料実験	1			1		45H+0H/単位	
	建築生産	2				2	15H+30H/単位	
	建築法規	2				2	15H+30H/単位	
総合	建築設計演習Ⅰ	2		2				
	建築設計演習Ⅱ	3			3			
	建築設計演習Ⅲ	3				3	30H+15H/単位	
	建築設計演習Ⅳ	3				3	30H+15H/単位	
	建築実験実習	1				1	30H+15H/単位	
総合	卒業設計	4				4		
	設備設計演習	4				4	3科目から1科目選択	
	構造設計演習	4				4		
卒業研究	卒業研究Ⅰ	1				1		
	卒業研究Ⅱ	8				8		
小 計		96	6	8	19	28	35	
選 択 科 目	計画系	空間デザイン	1		1			
		建築デザイン	1			1		
		都市デザイン	1				1	30H+15H/単位
		ユニバーサルデザイン	1				1	30H+15H/単位
	総合	近代建築史	1				1	30H+15H/単位
		建築設計演習Ⅴ	2				2	30H+15H/単位
		小 計	7	0	1	1	0	5
開設単位数		103	6	9	20	28	40	
修得可能単位数		95	6	9	20	28	32	
授 業 外 科 目	学外実習	1(2)				1(2)		
	特別講義	1				1		
	小 計	2(2)						

※備考欄での「aH+bH/単位」の表記は4・5年における学修単位で、1単位につきa時間の授業とb時間の自学が含まれることを意味します。

3. 教育課程

- (1) 教育課程案内
- (2) 学業成績の評価並びに進級について
- (3) 欠席について

(1) 教育課程案内

教育課程について

本校における教育課程は、一般科目と専門科目が有機的に配置されていて、低学年においては一般科目が多く、高学年に進むに従って専門科目が増える仕組みになっている。高専における教育課程の特色は、5年間の一貫教育であるということと、実験・実習を重んじていることである。

15才という若年から、一般科目を学びながら、専門科目になじんでいき、実験・実習で理論の裏づけをしていくという、同じ高等教育機関でも、大学とは多少趣を異にした教育課程である。

1. 学年

学校の1年間を学年といい、4月1日から翌年3月31日までをいう。

2. 学期

本校は2学期制で、学年を前期と後期に分けている。前期が4月1日から9月30日まで、後期が10月1日から翌年3月31日までである。

3. 授業

授業は、90分を1コマとする。授業には、授業科目のほかに、特別活動がある。

4. 授業日数

定期試験、学校行事等を含めた学年の授業期間は、35週を原則とする。

5. 授業科目

科目は、大きく分けて、各コース共通の「一般科目」と、系またはコースごとに異なる「専門科目」の2種類がある。また、科目には「必修科目」と「選択科目」の2種類があり、選択科目には「単独開講科目」と「並列開講科目」の2種類がある。

6. 単位

単位には「履修単位」と「学修単位」の2種類があり、科目によってどちらに該当するかが決まっている。

履修単位

30時間の授業につき1単位となる。

学修単位

45時間の学修時間につき1単位となる。学修時間には授業と自学の時間が含まれており、科目によってその時間配分が異なる。

7. 単位の修得

所定の時間数の授業を受けて、その授業科目の学年成績が60点以上の場合を、その科目の単位の修得という。なお、授業以外の単位の修得については別に定める。

8. 選択科目の履修

選択科目を履修する意志がない場合には「選択科目受講辞退届」を、学級担任を経て教務係へ必ず提出しなければならない。提出期限は、前期開講科目および通年開講科目については、4月、後期開講科目については、10月の所定の期日までとする。また、並列選択科目の履修科目変更は第2回目の授業日の前日までに「並列選択科目変更願」を提出した場合についてのみ認め、それ以降の履修変更は認めない。

9. 進級

出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であり、特別活動が合格であり（第1学年～第3学年）、学年の教育課程において、表-2に定める単位数（30ページ参照）を（必修科目を含め）修得した場合、課程修了と認定され次の学年に進むことができる。これを進級という。

10. 留年

定められた学年の教育課程の修了が認められなかった場合、原学年に留まることになる。これを留年といい、原学年に留められた者の科目履修に係る措置は別に定める。

11. 卒業

本校における所定の教育課程の修了が認定されたとき、準学士としての卒業が認められる。

12. 学年修了

1・2・3学年において、修了認定基準を満たしている場合、審議を経て、当該学年の修了が認められる。

3学年の修了者は、高校卒業者と同等で、大学受験の資格がある。

4・5学年では、修得した科目の単位が認定される。

13. 授業時刻表

S	H	R	8:40～ 8:50
第1時限目			8:50～10:20
第2時限目			10:30～12:00
昼 休 み			12:00～13:00
第3時限目			13:00～14:30
第4時限目			14:40～16:10

(2) 学業成績の評価並びに進級について

1. 学業成績は、定期試験の成績並びに平常成績等を総合的に考慮して評価する。なお、授業科目毎の評価方法の詳細については、授業要目を参照すること。
2. 各授業科目の成績は、100点法をもって評価する。ただし、特別活動および卒業研究等については合否判定とする。
3. 定期試験および課題試験などにおいて、不正行為を行った者については、その試験期間中の全授業科目の試験の成績を0点とする。また故意に答案を出さなかった場合は、その試験科目の成績を0点とする。
4. 定期試験を受けなかった者については、その試験の成績を0点とする。ただし、疾病、忌引等やむを得ない事情により試験を受けられなかった者に対しては、願い出により追試験を実施する。
5. 成績の評語及びG Pは、それぞれ次のとおりとする。

全学年

成績	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
評語	秀	優	良	可	不可
G P	6	5	4	3	0

6. 授業科目の単位修得の認定は、次の基準による。
 - ①各授業科目の欠課時数が基準授業時数の5分の1を超えないこと。
 - ②各授業科目の学年成績の評価が60点以上であること。ただし、未履修科目（各授業科目の欠課時数が基準授業時数の5分の1を超える場合、または成績が30点未満の科目）は評価しない。なお、特別活動および卒業研究等については合格をもってその単位の修得を認めるものとする。ただし、卒業研究における合否の判定は総合評価（5段階評価で平均3以上を合格）により行う。
7. 学則第13条の4に規定する技能審査による学修及び認定単位は表-1に掲げるとおりとする。なお、単位修得認定の手続きおよび単位認定については別に定める。
8. 授業の単位以外で、学外実習・特別講義等の授業外科目について単位を認めることがある。なお、単位修得認定手続きを経て合格したとき、単位の修得を認めるものとする。
9. 次の各号をすべて満たしている者は、進級を認める。
 - ①出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。
 - ②特別活動が合格であること（第1学年～第3学年）。
 - ③必修科目をすべて修得していること。
 - ④当該学年の課程修了に必要な累積修得単位数(表-2)以上の単位を修得していること。
10. 次の各号をすべて満たしている者は、仮進級を認めることがある。
 - ①出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。
 - ②特別活動が合格であること（第1学年～第3学年）。
 - ③必修科目に未履修科目がないこと。
 - ④当該学年の課程修了に必要な累積修得単位数には足りないものの、仮進級に必要な累積修得単位数(表-2)以上の単位を修得していること。
11. 上記の9・10項に該当しない者は、原学年に留める。
12. 全学年の課程を修了（すなわち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上、計167単位以上の単位を修得）した者は、卒業を認める。
13. 仮進級した第2学年から第5学年の者については、未修得科目の追認試験を経て単位修得を認めることがある。ただし、未修得科目は次学年までに、修得しなければならない。なお、追認試験の受験手続きについては別に定める。
14. 第5学年の学年末において、161単位以上167単位未満の仮卒業の要件を満たした者については、最終卒業判定会議までに未修得科目の追認試験を経て単位修得を認めることがある。

15. 休学期間を除き在学年数は、10年を超えることはできない。

休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

16. 休学手続きの時点において、すでに当該学年の進級・仮進級が不可能であることが明らかである場合には、前項の規定に関わらず、在学年数として数える一般の留年と同じ扱いとする。

表一 1 技能審査による学修および認定単位

資格名	級・種等	認定単位数	一般・専門の別
実用英語技能検定	1級・準1級 または TOEIC 550点～990点	3	一般科目
	2級 または TOEIC 450点～545点	2	
	準2級 または TOEIC 350点～445点	1	
技術英語能力検定	プロフェッショナル	3	専門科目
	準プロフェッショナル	2	
	2級	1	
実用フランス語技能検定	1級・準1級	3	一般科目
	2級・準2級	2	
	3級	1	
スペイン語技能検定	1級	3	一般科目
	2級	2	
	3級	1	
日本漢字能力検定	1級	3	一般科目
	準1級	2	
	2級	1	
中国語検定	1級・準1級・2級	3	一般科目
	3級	2	
	4級	1	
2次元CAD利用技術者	1級	2	専門科目
	2級	1	
3次元CAD利用技術者	1級	2	専門科目
	2級	1	
機械設計技術者	3級	2	専門科目
機械保全技能検定	3級	1	
電気主任技術者	第2種	3	専門科目
	第3種	2	
電気工事士	第1種	2	専門科目
	第2種	1	
陸上無線技術者	第1級	2	専門科目
	第2級	1	
電気通信主任技術者	伝送交換	3	専門科目
	線路	3	
電気通信工事担当者	総合通信	3	専門科目
	第一級アナログ通信	3	
	AI第2種	2	
	第二級アナログ通信	1	
	第一級デジタル通信	3	
	DD第2種	2	
デジタル技術検定	1級	2	専門科目
	2級	1	
危険物取扱者試験	甲種	3	専門科目
	乙種（1～6種）	1	
公害防止管理者試験	公害防止主任管理者	2	専門科目
	大気関係		
	水質関係		
	ダイオキシン関係		
	粉じん関係		
騒音振動関係			

資格名	級・種等	認定単位数	一般・専門の別
環境計量士試験	濃度関係	4	専門科目
	騒音・振動関係		
	一般計量士		
放射線取扱主任者試験	1種	3	
	2種	2	
	3種	1	
X線作業主任者試験		2	
高圧ガス製造保安責任者	甲種（化学・機械）	2	
	乙種（化学・機械）	1	
	丙種（液石・特別）		
	第2種冷凍機械		
	第1種冷凍機械		
情報処理技術者試験	ITパスポート	1	
	情報セキュリティマネジメント	2	
	基本情報技術者		
	応用情報技術者	3	
	ITストラテジスト	4	
	システムアーキテクト		
	プロジェクトマネージャ		
	ネットワークスペシャリスト		
	データベーススペシャリスト		
	エンベデッドシステムスペシャリスト		
	ITサービスマネージャ		
	システム監査技術者		
情報処理安全確保支援士試験	4		
情報検定情報システム試験	システムエンジニア認定	1	
	プログラマ認定	1	
情報活用試験	1級	1	
情報デザイン試験	上級	1	
CGクリエイター検定	エキスパート	1	
CGエンジニア検定	エキスパート	1	
Webデザイナー検定	エキスパート	1	
画像処理エンジニア検定	エキスパート	1	
マルチメディア検定	エキスパート	1	
カラーコーディネーター検定試験	アドバンス	3	
	スタンダード	2	
福祉住環境コーディネーター検定試験	1級	3	
	2級	2	
	3級	1	
インテリアコーディネーター検定試験		1	
建築CAD検定	准1級	3	
	2級	2	
	3級	1	
宅地建物取引士		3	

- ※ 同種の資格で、複数の資格を取得した場合は、上位級の単位数を認定する。なお、「実用英語検定」と「TOEICスコア」とともに単位認定が可能な場合については、単位数が多い方のみ認定する。
- ※ 技能審査による認定単位は、卒業要件の累積単位数に含めるが、第4学年までの進級要件の累積単位数には含めない。

表－2 各学年における進級・仮進級に必要な累積修得単位数

学 年	1年	2年	3年	4年	5年
進級に必要な累積修得単位数	34	67	102	136	167
仮進級に必要な累積修得単位数	28	61	96	130	161*

※仮卒業要件

- ※ 第5学年においては、学則第13条の3、第13条の4、第13条の5、第26条の2により認められた単位も累積修得単位数に含める。

(3) 欠席について

1. 遅刻とは、90分授業を45分×2と考え、各45分の開始後15分以内に入室した場合をいい、早退とは、各45分の終了前15分以後に退室した場合をいう。(各45分の開始後15分以後に入室した場合や終了前15分以前に退室した場合は、欠課となる。)ただし、出欠をとり終えるまでに入室した場合は遅刻としない。

2. 遅刻及び早退は、欠課 0.5 時間に換算し、欠課8時間をもって欠席1日に換算する。ただし、授業については受講科目についてそれらをカウントし、換算するものとする。

3. 次の各号による欠席は出・欠席のいずれにも取り扱わず授業日数から減ずる。

①忌引 (参考：学生準則第14条)

死亡した者	日数
父・母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
おじ、おば、曾祖父母	1日

父母のいない場合で、後見人または扶養者が死亡の時は、父母死亡の時に準ずる。

遠隔地の場合は、往復に要した日数を上記日数に加えることができる。

出校後、学生は原則として1週間以内に「忌引届」を学級担任経由で教務係へ提出すること。

②出席停止

学校保健安全法第19条の規定により、校長が出席停止を命じた場合の日数。

出校後、学生は原則として1週間以内に診断書または罹患証明書を学級担任経由で教務係へ提出すること。

③その他

災害・伝染性疾病及び社会的事故などのために、校長が出席しなくてもよいと認めた場合の日数。

4. 次の各号による欠席は公欠とし、出席扱いとする。必要な手続きは関係教員が行う。

①学校を代表して、試合その他に出場参加するとき

例 高専体育大会、全国高等学校野球選手権地方大会、ロボットコンテスト、新入生オリエンテーション指導等

②公共交通機関の遅延によるとき

③その他校長が認めたとき

※ ②の場合、学生は遅延が起こった当日中に学級担任へ申し出ること。

4. 学生心得および諸手続き

- (1) 学生準則（服装に関する運用措置を含む）
- (2) 学生心得
- (3) 学生表彰
- (4) 学生懲戒等の標準ガイドライン
- (5) アルバイトについて
- (6) 学生のバイク等による通学について
- (7) 施設設備等の使用について
- (8) 学生への連絡方法について
- (9) 学生証について
- (10) 諸手続きについて
- (11) 諸納付金について

(1) 学生準則

第1章 誓約書及び保護者等

第1条 学生は学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が死亡又は資格を失ったときは、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定めて別記第2号の様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、本校において交付する学生証の交付を受けて、常時これを携帯しなければならない。

(1) 第1学年及び第4学年は、学年の初めに学生証の交付を受けるものとする。

(2) 本校教職員から請求があった場合は、これを提示するものとする。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は、疾病その他の事由により継続して3か月以上修学することのできない見込みのときは、別記第3-1号、第3-2号の様式による休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任（専攻科学生においては専攻科委員）を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記第4号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学しようとするときは、別記第5-1号、第5-2号の様式による退学願を校長に提出してその許可を受けなければならない。

第11条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第6号の様式による住居変更届を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席、欠課、遅刻、早退、又は外出しようとするときは、事前に欠席事由を学級担任（専攻科学生においては専攻科委員）に連絡しなければならない。ただし、やむをえない事由により事前に連絡できないときは、事後直ちに連絡しなければならない。

2 疾病その他の事由により欠席した者で追試験を希望する場合、別記第7号の様式による追試験受験願に医師の診断書等を添え、学級担任を経て、教務係に提出しなければならない。

3 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

第14条 父母近親の喪に服するときは、別記第8号の様式による忌引届に事由を明記して学級担任（専攻科学生においては専攻科委員）を経て、校長に提出しなければならない。

2 忌引の期間は、有明工業高等専門学校出席簿に関する規程第4条第1号の定めるところによる。

第4章 服装

第15条 1年生から3年生までの学生は、制服を着用しなければならない。ただし、4・5年及び専攻科生は除くが、有明高専学生としての品位と清潔さを保つ服装でなければならない。

2 制服及び記章の制式については、別に定める。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

第5章 健康診断

第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会をおく。

第19条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門学校の目的達成に資することを目的とする。

2 学生会について必要な事項は、別に定める。

第20条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けなければならない。規約の変更についても同様とする。

第21条 学生会は毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を校長に提出しなければならない。

第22条 学生会の指導については、顧問教員を置き、学生主事が総括する。

2 顧問教員は、校長が命じる。

第23条 学生が、学生会のほか本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、顧問教員を定め、別記第9号の様式による学生団体結成願に団体の規約及び会員の名簿を添え、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第24条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長が、その解散を命ずることがある。

第25条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、別記第10号の様式による校外団体参加願に当該校外団体の目的、規約及び役員名簿を添え、これを責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第26条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

第7章 集会

第27条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して集会、催物その他の行事を行おうとするときは、別記第11号の様式による集会許可願を1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従わなければならない。

第28条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売

第29条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9章 掲示

第30条 学生が、校内又は校外において本校名を使用し、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物2部を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第10章 施設、設備の使用

第31条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとするときは、別記第12号の様式による学内施設等一時使用許可願を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りではない。

第11章 専攻科学生

第32条 専攻科学生については、第1条から第17条、第23条から第31条の規定を準用する。

第12章 雑則

第33条 本則施行に際して必要ある時は、さらに施行細則を定める。

(別記第1号様式～別記第12号様式については省略する)

制服及び記章の制式について

学生準則第15条第2項の制服及び記章の制式については、次のとおりとする。

1 制服

(1) 男子服 (冬服)

黒色の詰えり標準型学生服とする。右えりに「学生章 (バッジ)」、左えりに「学年組章 (えり章)」をつける。

(2) 男子服 (夏服・中間服)

上衣は、校章を左胸にプリントした白色シャツ (半袖・長袖) とする。ズボンは、標準型学生ズボンとする。

(3) 女子服 (冬服)

上は濃紺のブレザーと白のブラウスにうすい紺のひもタイ。下はグレイのスカート。ブレザーの右えりに「学生章 (バッジ)」、左えりに「学年組章 (えり章)」をつける。

(4) 女子服 (夏服・中間服)

上は校章を左胸に刺繍、プリントした白のブラウス (半袖・長袖)。下はグレンチェックのプリーツスカート。ほかに校章を左胸に刺繍したニットベスト・カーディガンあり。(合服として、あるいは冬のブレザーの下に着用)

2 記章

中央に「高専」の文字を配し、左側に「有」の字、右側に「明」の字を図案化したものとする。

(1) 学生章 (バッジ) (洋銀製)

記章の紋様と同じ。ただし「高専」の文字を金色とする。

(2) 学年組章 (えり章)

1. 1cm×1.9cm長方形、藍色金台地に学年数字と組別標識を白色であらわしたもの。

学生章



学年組章

1-1

1-2

1-3

1-4

1-5

男子冬制服

上 黒色詰めえり標準型学生服



右えり：学生章
左えり：学年組章



男子夏制服

上 白色シャツ



女子冬制服

上 紺ブレザー
下 グレイ 12 本ヒダ
ネクタイ、花紺、リボン蝶タイ



右えり：学生章
左えり：学年組章



女子夏制服

上 白の半袖ブラウス
下 格子柄グレイ 24 本箱ヒダ



3 その他

以下の規則は、1～5学年の全学生に適用されるものである。

- (1) 体育服、実験・実習服で当該授業以外の授業に出席しないこと。
- (2) 靴は、革靴または運動靴とする。サンダル、スリッパ等の類での登下校はケガ等の特別の場合以外は禁ずる。
- (3) オーバーコート・レインコート・ハーフコートの着用については、派手にならないものとする。1学年から3学年までは防寒着等を着用したまま、及び制服を着用せずに授業を受けてはならない。また、女子服のスカートの着用について特別な事情がある場合は、黒・紺・灰色の無地のスラックスの代用を認める。ただし、学生主事室に現物を持参して、許可を受けたものに限る。
- (4) 儀式・見学・研修旅行及びその他の学校行事等に際し、服装について学校が特に必要と認めた場合にはその都度指示する。
- (5) 頭髪については、パーマ、脱色、染色をしないこと。またいたずらに髪を長くしたりせず清潔に心がけること。
- (6) ピアス等の装身具を着用しないこと。

(2) 学生心得

有明高専における学校生活を実りあるものにし、立派な技術者として、また良き社会人として巣立って行くことができるようにここに学生心得を定める。

第1章 一般心得

第1条 学生は常に社会の一員であることを意識し、他に恥じない責任ある行動をとるとともに、互いに人格を重んじて公正と友愛の精神にのっとり、次のとおり学校生活の充実に努める。

- (1) 規則正しく規律ある生活を送り、健康の増進に努める。
- (2) 豊かな情操と実践力を養う。
- (3) 自己の長所を発揮すると共に協調の態度を失わない。

第2章 礼儀および風紀礼装

第1節 礼儀

第2条 礼儀は心持ちが大切である。目上の人には尊敬の念をもって、友人に対しては親愛の情をもって接する。

第3条 教職員、来客者など他者に対する挨拶を心掛ける。

第4条 教員室等の部屋に入るときは、必ずノックをし、入室を断って入るようにする。

第5条 登下校時は安全に配慮するとともに、交通マナーを厳守する。

第6条 電車、バス等の公共交通機関を利用するときは、周囲に気を配り、見苦しい態度行為のないように心掛ける。

第2節 風紀礼装

第7条 学校の内外を問わず本校学生としての誇りを保ち、いやしくも学校の信用を失墜させるような行為はしない。

第8条 互いを尊重した良好な友人関係を築き、それを通して人格の向上をはかるように努める。

第9条 本校の学生としての品性を失うような態度は特につつしむ。

第10条 服装は学生準則に従い、品位と清潔さを保つものとする。

第11条 次の行為は絶対にしてしない。

- (1) 法令に違反する行為（暴力脅迫行為、詐欺行為、凶器所持、薬物使用、買春売春行為、破廉恥行為等）
- (2) 飲酒喫煙（法定年令に達したものも含む）
- (3) 学生として好ましくない施設・場所への出入り
- (4) インターネットの不適切な使用（他人を誹謗中傷すること、個人情報等重要な情報や学生として不適切な行為を安易に掲載すること等）
- (5) その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を失墜させる行為

第3章 校内心得

第1節 校内活動

第12条 5分前行動を実践するなど、時間に余裕を持って行動する。

第13条 校内は常によく整頓し、かつ清潔を保つように心掛ける。

第14条 各自清掃担当の区域や共用する場所は毎日美化清掃を忘れないように努める。

第15条 在校中はみだりに校外に出ない。必要あるときは学生準則の定めるところにより許可を受ける。

第16条 学校での活動に必要な物品以外は持ち込まない。また、盗難に遭わないよう自己管理を徹底する。

第17条 金銭の貸借はしない。

第18条 校舎内では大声で騒ぐなど、他人の迷惑になるようなことをしない。

第19条 学生会の規約に従い、学校生活の経験を通じ、よりよき社会性を養うよう努める。

第20条 願い出および届け出は、学生準則の定めるところにより行う。

第2節 公共物の取り扱い

第21条 校舎内外の施設・設備や校具などの公共物を破損しないように常に注意し、大切に扱う。

第22条 公共物等を破損した場合、又は破損を発見した場合は、学級担任または学生課に届ける。学生が破損させた場合は、損害賠償の責を負う。

第23条 校内施設・設備等の使用は事前に関係教員より許可を受けること。

第24条 非登校日は原則として校内施設・設備等は使用できない。ただし、必要のあるときは、前もって関係教員を通じて学生課に届け出て、許可を受ける。

第4章 学習心得

第25条 学習は、自主性をもって自発的に継続して行うようにする。

第26条 学習に際しては、シラバスをよく読んで、各科目の主眼点を把握して、理解に努めるようにする。

第27条 勉学は静かに励むようにする。必要があれば、発言、質問を活発に行って、学習効果を高めるようにする。

第28条 試験の不正行為は、学生にとって最も恥ずべきものであり、決して行ってはならない。

(3) 学生表彰

有明工業高等専門学校学生表彰規則により学生の表彰を行う。

(表彰および表彰を受ける者の決定)

表彰は、次の各号の一つに該当し、他の学生の模範となることが認められる者について行う。ただし、過去において、学校の定める規則等に違反した者は、除くものとする。

(1) 学業成績優秀賞

学業において極めて優秀な成績を挙げ、学習態度及び人物が良好な者。この表彰を受ける者は原則として各コース1名とし、その選考は当該コースの推薦に基づき、学生委員会の審議を経て校長が決定する。

(2) 特別賞

課外活動等において顕著な功績が認められ、本校の名誉を高めた者。この表彰を受ける者の選考は、関係教員の推薦に基づき、学生委員会の審議を経て校長が決定する。

(3) 部活動優秀賞

部活動に精励し、部員の模範として顧問教員から推薦された者。顧問教員会議の推薦に基づき、学生委員会の審議を経て校長が決定する。

有明工業高等専門学校学生表彰規則第2条(抜粋)

(4) 学生懲戒等の標準ガイドライン

有明工業高等専門学校学則第38条による懲戒・指導については、有明工業高等専門学校学生懲戒等に関する規程に基づいて行う。なお、懲戒等の標準的な量定は、以下に示すとおりとする。

懲戒等の対象となる行為	懲戒処分			指導	
	退学	停学	訓告	説諭	嚴重注意
(1) 法令に違反する行為* (交通事故・違反を含む)	○	○	○		
※ 軽度の交通違反				○	○
(2) いじめ及びハラスメントに該当する行為	○	○	○		
(3) 試験における不正行為		○			
(4) 飲酒・喫煙及び飲酒・喫煙ほう助**		○	○		
(5) 情報倫理に反する行為 (インターネットの不適切な使用など)	○	○	○		
(6) その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を失墜させる行為	○	○	○	○	○

* 暴力脅迫行為、詐欺行為、窃盗、凶器所持、薬物使用・売買・所持、買春売春行為、破廉恥行為等。

** 20歳以上の者も対象とする。

(3)、(4)の行為についても悪質性や状況によっては、退学も含めた処分を行うことがある。

(5) アルバイトについて

本校学生のアルバイトに関することは次のとおりとする。

1. 3 学年以下の学生のアルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学級担任に相談すること。
4 学年以上の学生がアルバイトを行う場合は、事前に別紙様式によるアルバイト従事許可願を提出し許可を受けなければならない。
2. アルバイト従事許可願については、事前に保護者の同意を得たあと、学級担任（寮生の場合は学級担任および寮務主事）の承認を得て学生主事室に提出しなければならない。
3. アルバイト許可は当該年度末までを最長とし、年度をまたぐ場合は改めて許可願を提出しなければならない。
4. アルバイト許可を受けた者が次に該当する場合には、これを取り消すことがある。
 - ①成績が著しく低下した場合。
 - ②欠課・欠席が増加した場合。
 - ③その他学校が教育上望ましくないと認めた場合。
5. 次の各号に該当するアルバイトは禁止する。
 - ①午後 9 時以降深夜におよぶ仕事。
 - ②風俗営業、遊戯場、酒類を供するような飲食店等教育上好ましくない場所での仕事、またはこのような場所に入らなければならない仕事。
 - ③高所での屋外作業、高電圧・危険物・劇毒薬等を取り扱う仕事。
 - ④寮生で、寮日課に支障をきたす仕事。
 - ⑤その他学生として好ましくない仕事。

(6) 学生のバイク等による通学について

本校学生が、バイク等による通学をする場合、法令のほか、交通マナーを守り、常に安全運転に留意し、交通事故の防止に心掛けなければならない。

1. バイク通学について

- ①所定の手続により、学生主事室に許可を申し出ること。許可された学生は、学校が発行するステッカーを所定の場所に貼付すること。また、下記の【制限事項】に留意すること。
- ②バイクによる通学をやめるときや、車両を変更するとき、また、住所変更など申請内容に変更があった場合は、速やかに学生主事室まで届け出ること。
- ③法令や学校が指示した事項に違反した場合、「バイク通学許可」を取り消す場合がある。

【制限事項】

- ア. 使用を許可する「バイク」とは、「原動機付自転車」(道路交通法による車両区分)で、本人もしくは家族名義の登録車であること。また、全幅 70 cm 以下でセンタースタンド付き、改造等を行っていないバイクであること。
- イ. 原則として、第 2 学年以上で、学校を中心として半径 4 km 以上の範囲に居住する者とする。また、バイク通学距離が直線距離で 20km を超えないこと。
- ウ. 任意保険(対人賠償無制限)に加入し、ヘルメットはフルフェイス型、手袋は皮製又は丈夫な合成皮革製の着用を義務付ける。
- エ. 通学用バイクの貸借はしないこと。

2. 自転車通学について

所定の手続により学生主事室に届け出て、学校が発行するステッカーを所定の場所に貼付すること。通学時は交通規則を守り、安全運転に努めること。なお、条例に従って、必ず自転車保険(自転車損害賠償保険等)に加入すること。通学用自転車の貸借はしないこと。

3. その他

- ①自動車による通学は原則として認めない。
- ②交通事故を起こした場合、あるいは交通事故に遭った場合は、交通法規に従い適切な処置を取るとともに、学校に連絡すること。
- ③交通違反により取調べを受けたときは、学校に届け出ること。
- ④許可されていないバイクや自動車等で通学した場合、懲戒等処分の対象とする。

※自転車通学やバイク通学に関する問合せ先（メールアドレス） : bike@ga.ariake-nct.ac.jp

(7) 施設設備等の使用について

校舎内外の施設設備の使用、機械器具等の取り扱いには、十分に気をつけること。これは高専機構の大切な財産であり、また今後、幾年、幾十年にわたって諸君の後輩に引き継がねばならないものであるから、責任をもって大切に取り扱いのこと。なお、夜間・休日の教室等は施錠される。

(8) 学生への連絡方法について

学生への通知は、原則として電子メールまたは掲示板にて行われる。校内放送、学級担任の伝達は、特別の場合に限られるので、毎日必ず電子メールおよび掲示板を確認すること。また、学生が掲示を行おうとする場合は学生主事室又は学生支援係に届け出て承認をうけ、掲示板で行う。なお掲示許可期間を過ぎたものは、直ちに撤去すること。

(9) 学生証について

学生は、入学時及び4年次に学生証の交付を学生課教務係で受ける。

1. 学生証は、本校学生の身分を明らかにするものであるから常に携帯し、定期券・学割などの購入時及びその他必要なときは提示すること。
2. 交付を受けるときは、事前に写真（たて3.0cm×よこ2.5cm正面・脱帽・上半身のもの）2枚を学生課教務係へ提出すること。
3. 新たな学生証を受けたとき、卒業・退学により学籍を離れたときは、直ちに学生課教務係に返納すること。
4. 他人に貸与又は譲渡しないこと。
5. 記入事項に変更が生じたとき、紛失若しくは汚損したときは直ちに学生課教務係に願い出て、再交付の手続をすること。なお、落とししたり盗まれたりすることのないように十分注意すること。

(10) 諸手続きについて

次の一覧を参照し、学生課の各担当係に申し出ること。

1. 交付を受けるもの

種 類	時 期	担当係	備 考
学 生 証	入学時及び4年次	教務係	
在 学 証 明 書	必要時	〃	申込日翌日以降に発行
成 績 証 明 書	〃	〃	〃
卒 業 見 込 証 明 書	〃	〃	〃
学 割 証	〃	学生支援係	〃
通 学 証 明 書	〃	〃	〃

※学割証、通学証明書については、「5. 福利厚生 (8) 学生生徒旅客運賃割引証について」及び「(9)通学証明書について」を参照。

2. 届け出るもの

種 類	時 期	担当係	備 考
保 護 者 等 変 更 届	変 更 時	教務係	学級担任を経由すること
戸 籍 事 項 変 更 届	〃	〃	〃
住 居 変 更 届	〃	〃	〃
忌 引 届	そ の 都 度	〃	〃
自 転 車 通 学 届	〃	-	Web 申請

※住所変更、学籍異動等があった場合、速やかに学生課教務係へ届け出ること。

*独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

<https://www.ariake-nct.ac.jp/wp3/wp-content/uploads/2021/03/hogoshatonikansurutoriatsukaiyoko.pdf>

3. 願い出るもの

種 類	時 期	担当係	備 考
休 学 願	その都度	教務係	学級担任を経由すること
復 学 願	〃	〃	〃
退 学 願	〃	〃	〃
留 学 願	〃	〃	〃
学 生 証 再 交 付 願	〃	〃	〃
進 路 変 更 願	〃	〃	〃
学 生 団 体 結 成 願	〃	学生支援係	顧問教員を経由すること
校 外 団 体 参 加 願	〃	〃	顧問教員又は学級担任を経由すること
集 会 許 可 願	〃	〃	〃
学 内 施 設 等 一 時 使 用 許 可 願	〃	〃	〃
ア ル バ イ ト 従 事 許 可 願	〃	〃	学級担任を経由し、学生主事室に提出すること
バ イ ク 通 学 許 可 申 請	指定期日	—	学生主事室より別途手続方法を指示
教 室 (実 験 ・ 製 図 室) 使 用 願	その都度	教務係	教科担当教員を経由すること
入 寮 願	学年当初	寮務係	〃
退 寮 願	その都度	〃	〃
在 寮 更 新 願	指定期日	〃	〃
授 業 料 等 免 除 願	〃	学生支援係	〃
授 業 料 徴 収 猶 予 願	〃	〃	〃
寄 宿 料 免 除 願	〃	学生支援係・寮務係	寮務係に提出すること

(11) 諸納付金について

授業料、日本スポーツ振興センター保護者負担金、寄宿料、寮管理費、寮生保護者会費、寮生会費、後援会費、学生会費は、届け出た金融機関の口座より、前期分は4月26日頃（授業料のみ5月26日頃）、後期分は10月26日頃口座振替される。（振替手数料は各自負担）

なお、在学中に授業料等改定が行われた場合には、改定時から新授業料等が適用される。

項 目		金 額	備 考
授業料		半期117,300円	年額234,600円
日本スポーツ振興センター保護者負担金		年額 1,550円	前期分徴収時
後援会費		半期 10,000円	年額 20,000円
学生会費		半期 3,500円	年額 7,000円
寮生のみ	寄宿料（一人部屋）	半期 4,800円	月額 800円
	寄宿料（複数人部屋）	半期 4,200円	月額 700円
	寮管理費	半期 30,000円	月額 6,000円
	寮生保護者会費	年額 4,500円	前期分徴収時
	寮生会費	年額 2,000円	前期分徴収時

※寮生の食費（月額：日額1,200円×給食日数）については、給食業者が口座振替により徴収。

5. 福利厚生

- (1) 奨学金制度について
- (2) 高等学校等就学支援金制度について
- (3) 高等教育の修学支援新制度(授業料減免・給付型奨学金)について
- (4) 寄宿料の免除について
- (5) 保健について
- (6) 日本スポーツ振興センター災害給付制度について
- (7) 団体学生傷害総合保険について
- (8) 学生生徒旅客運賃割引証について
- (9) 通学証明書について
- (10) 福利施設（修己館）について
- (11) その他

(1) 奨学金制度について

1. 日本学生支援機構奨学生

本校の学生で、学業、人物ともに優秀、かつ健康で、学資の支弁が困難と認められ、将来の奨学金返還に対して明確な自覚と強固な責任遂行の意志をもつ者は、選考の上、日本学生支援機構奨学生として学資の貸与を受けることができます。(日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>)

① 奨学金の種類

- ア. 第一種奨学金(無利子貸与)・・・全学年・専攻科対象
- イ. 第二種奨学金(有利子貸与)・・・4・5年及び専攻科対象

② 貸与月額(令和元年度)

- ア. 第一種奨学金

区分	学年	自宅通学	自宅外通学
本 科	1～3年	21,000円	22,500円
		10,000円	
	4・5年	45,000円 30,000円 20,000円	51,000円 40,000円 30,000円 20,000円
専攻科	1・2年	〃	〃

※自宅外通学とは、寮・下宿等から通学することです。

※最高月額を選択するには条件があります。

- イ. 第二種奨学金

貸与月額2万～12万円(1万円刻みでの選択制)です。

※最新の月額は奨学金案内書類等で再度確認して下さい。

③ 貸与期間

貸与期間は、本校での採用時から最短在学年期間ですが、学業成績の低下その他の理由で、貸与期間の短縮又は貸与の停止を受けることがあります。

④ 奨学生の募集等

貸与を希望する者は、学生支援係において所定の奨学金申込書の交付を受け、必要事項を正確に詳しく記入し、必要書類を添付して提出して下さい。なお、申し込みにあたっては、インターネットによる入力も必要となります。

奨学生の募集は掲示等により周知します。(第一次募集4月)

⑤ 緊急・応急採用制度

主たる家計支持者の失職・病気・死亡等又は火災・風水害等による家計急変のため、奨学金貸与の必要が生じた場合は、上記④に係わらず申し込むことができるので学級担任や学生支援係に相談して下さい。

⑥ 奨学生の選考採用

本校において出願書類により審査選考し、校長が適格者を日本学生支援機構へ推薦します。

これに基づき日本学生支援機構が、採否を決定して学校へ通知します。採用された者には奨学生証及び奨学生のしおりが交付されます。

⑦ 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人の銀行預金口座に振込まれます。

⑧ 奨学生の適格認定

奨学生は受給継続のために年に一度インターネットにより「奨学金継続願」を提出し、適格認定を受けなければなりません。継続願を提出しない学生は、奨学生としての資格を失い、奨学金の交付が廃止されます。用紙の配付や提出の期日については、学生支援係から掲示等により周知します。

⑨ 学業成績等の報告

学校は、奨学生の学業成績等の適格認定報告を毎年提出し、その結果により、成績不良者は、停止、廃止等になります。

⑩ 奨学金の返還

この奨学金は、貸与されるものなので返還の義務があります。

奨学金の返還は次のいずれかに該当する場合は、貸与の終了した月の翌月から起算して7か月後(3月終了の場合、10月)、所定の方法により奨学金を返還しなければなりません。

ただし、ウ・エについては在学中の返還が猶予されます。

- ア. 卒業又は奨学金の貸与期間が満了したとき
- イ. 退学したとき
- ウ. 奨学金の交付を廃止されたとき
- エ. 奨学金を辞退したとき

⑪ 奨学金の返還猶予・免除

卒業後上級学校へ進学したときや、経済困難、失業、傷病、災害などで返還できない事情が生じた場合、返還月額の減額または返還期限の猶予が認められる場合があります。

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身障害となり、その奨学金の返還が不能となったときは、願い出により、奨学金の一部又は全部の返還を免除されることがあります。

2. その他の奨学金

日本学生支援機構奨学生の他に、地方公共団体や、民間団体の育英資金などによる奨学金の制度があります。詳しくは学生支援係に問い合せて下さい。

(2) 高等学校等就学支援金制度について

1. 概要

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、学生の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

支給期間は、原則として通算 36 ヶ月です。保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算又は不支給となることがあります。

2. 手続き

第1～第3学年時に申請が必要です。学校から案内をしますので、期限までに必ず提出して下さい。

3. 留意事項

- ①就学支援金は、学校が学生本人に代わって受け取り、その授業料に充当するものであり、保護者（学生本人）が直接受け取るものではありません。したがって、授業料と就学支援金（加算支給含む）との差額を保護者（学生本人）に負担していただくことになります。
- ②就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。
- ③就学支援金支給に関する届出書を提出後に、婚姻等により、保護者に変更があった場合は、改めて届出書等の提出が必要となるので、学生課学生支援係に申し出て下さい。

(3) 高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付型奨学金）について

1. 概要

学修意欲と能力のある若者が、経済的理由によって、修学の継続をあきらめることのないようにするための、高等教育での学びを支援する国の制度です。第4・第5学年の学生のうち、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生が対象となります。本人の申込みにより、支援の対象になると、支援区分に応じ授業料等の減免及び給付型奨学金の2つの支援を受けることができます。

採用されるには、学力基準・家計基準を満たす必要があります。日本学生支援機構の進学資金シミュレーター (<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>) で、家計基準を満たしているか、おおよその確認が可能です。

2. 支援区分について

家計基準の区分に応じて、下表の支援が受けられます。

国立高専における給付奨学金支給額・授業料減免額

	給付奨学金支給額		入学料・授業料 減免区分
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	全額免除
第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	2 / 3 免除
第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	1 / 3 免除

※カッコ内の金額は、生活保護世帯の人及び児童養護施設等から通学する人のみ適用

※入学料の減免は、編入学生のみが対象となります。

3. 手続き

授業料減免と給付奨学金はそれぞれ申し込みが必要です。申し込み方法については、掲示で周知をしますので、希望者は期限厳守で申し込みをしてください。

採用後も、継続して支援を受けるためには必要な手続きがあります。

4. 留意事項

- ①採用後も、定期的に学業成績の確認が行われ、要件を満たさない場合は、支援が打ち切られることがあります。
- ②学業成績が著しく不良な場合や、退学・停学の処分を受けた場合、虚偽の申請により支援を受けた場合は、返還が求められることがあります。

(4) 寄宿料の免除について

次の各号に掲げる寄宿料について、これを免除することができます。

- ①死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合においては、当該学生に係る未納の寄宿料の全額
- ②学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額

(5) 保健について

1. 保健室

本校での長い学生生活を心身共に健康に過ごせるよう、保健室では怪我・体調不良時の応急処置や心身に関する悩みの相談などに対応しています。

なお、怪我・体調不良時の処置は、次のとおりです。

- ①救急薬品の投薬は基本的に行いません。
- ②応急処置のみ行います。継続した手当は各自でお願いします。
- ③登下校中を除く学校外での外傷については手当しません。

2. 定期健康診断

学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、毎年定期に全学年の健康診断を実施します。毎年健康診断を受けることは、自分の体調を見直し、日頃の生活習慣を振り返るいい機会です。また、病気の予防・早期発見・早期治療にも繋がります。ぜひ自分の健康管理に役立ててください。

3. 学校医による健康相談

学校医が心身の健康に関する疑問や悩みに対応します。自分の健康状態を正しく知りたい、身体の調子が悪い、病院に行きたいけど診療科がわからないなど相談を希望する場合は保健室に申し出て下さい。

4. 学生相談について

さまざまな悩みについての相談に対応できるように学生相談室(p57)があり、学生相談員の先生方やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談を受けています。相談したいことがある場合は保健室に申し出て下さい。電話(保健室：0944-53-8625、学生相談室：0944-53-8657)や手紙でも受け付けます。

(6) 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

日本スポーツ振興センター災害給付制度とは、学校管理下における学生の負傷、疾病、障害又は死亡等があった場合、保護者に対して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とした制度です。

1. 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ● 学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ● 熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ● 外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学中の災害の場合2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 [通学中の場合も同額]

なお、上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、損害賠償を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対する供花料(17万円)の支給があります。

2. 学校管理下の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合。
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合。
- ③ 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合。
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合。
- ⑤ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎(学寮)との合理的な経路、方法による往復中。
- ⑥ 学校の寄宿舎(学寮)にあるとき。

3. 災害共済給付の全部または一部が行われない場合

- ① 第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けたとき。(対自動車交通事故など)。
- ② 他の法令の規定による給付等を受けられるとき。
- ③ 非常災害(地震、津波、洪水など)で一度に大勢の学生が災害に遭い、給付金の支払いが困難になったとき。
- ④ 学生の故意等による災害および重過失による災害。
- ⑤ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

4. 給付金の支払い

日本スポーツ振興センターによる審査・決定後、総務課財務係から当該学生保護者の銀行預金口座に振込まれます。

5. その他

災害共済給付金の支払い請求手続きは毎月初めに書類作成し、学校を通じ提出しなければなりません。また、災害給付金の支払い請求には時効があるので、以上の要項に該当すると思われる災害が発生した場合は、速やかに保健室に届け出て請求書類を受け取り、必要事項を記入し保健室へ提出してください。詳しくは保健室(0944-53-8625)へ問い合わせてください。

(7) 団体学生傷害総合保険について

この保険は、前述の保険制度と異なり、学校管理下外における交通事故及びその他の傷害等にも24時間対処できる保険制度で、加入は任意である。入学年度の4月1日から卒業時までの5年間加入できるが、年度替わりにも加入することはできる。詳細は学生支援係に問い合わせること。

(8) 学生生徒旅客運賃割引証について

学生が、実習あるいは帰省等のためにJR鉄道等を使用して旅行をしようとするときは、学校(学生支援係)から学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)の交付を受けて利用することができる。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、使用に際しては不正のないように十分注意しなければならない。

もし不正使用が発覚した場合は、乗車券が無効となるうえに、制裁として追徴金等が課せられ、また、学校全体に対し一定期間、学割証や通学証明書の発行が停止されることになるので、他に迷惑がかからぬよう留意しなければならない。

1. 使用目的の範囲

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験・実習などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動、又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

2. 学割証による割引乗車券は、学割証一枚につき1人1回限り購入利用できる。

3. 学割証による割引乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。

4. 学割証による割引乗車券の購入は、利用区間の片道の営業キロが101km以上ある場合に限り、割引率は2割である。なお、駅員無配置駅から乗車する場合を除き、乗車後には購入できない。

(9) 通学証明書について

通学のために定期券を購入するときは、通学証明書が必要である。

通学証明書が必要な場合は、学生課前にある「通学定期券申込証明書」に必要事項を記入し、学生支援係に提出すること。通学証明書を発行する区間は自宅の最寄りの駅(バス停)から、学校の最寄りの駅(バス停)である。

証明書は提出された翌日に返すので、余裕を持って申請すること。

定期券は、この証明書と学生証を各交通機関の定期券売場へ持参することで購入できる。

定期券の不正使用は絶対にしないようにすること。1人でも不正使用をすると、学校全体が通学定期の購入停止という処分を受けることがある。

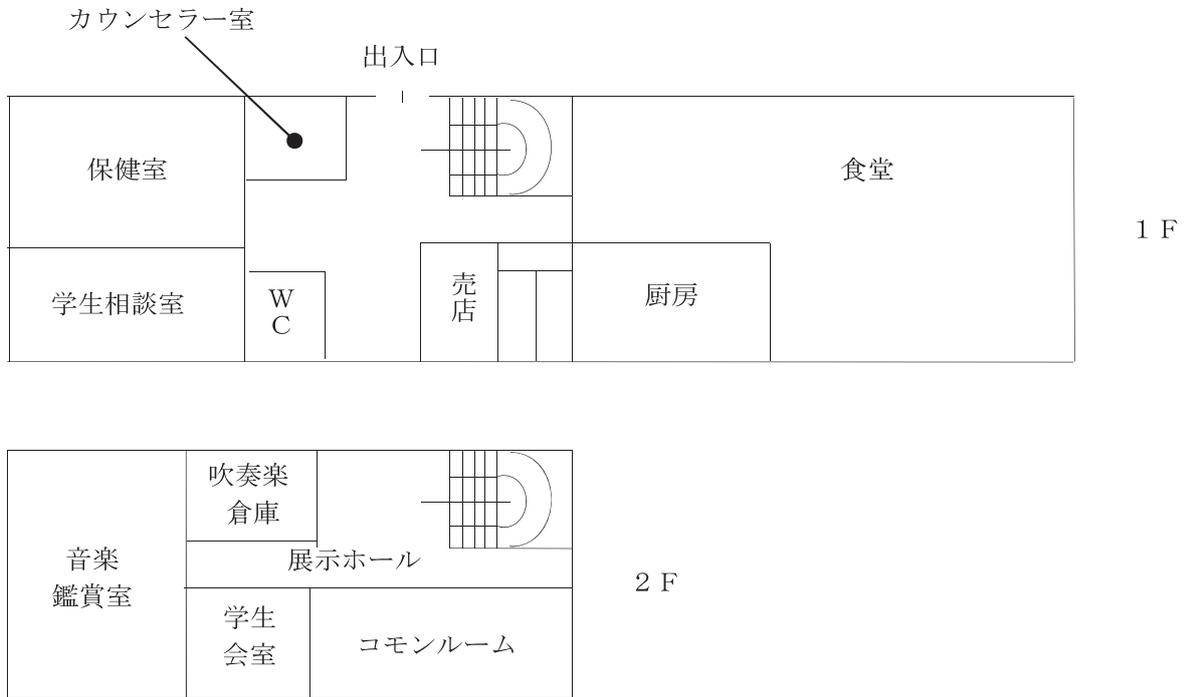
(10) 福利施設（修己館）について

福利施設は「修己館」といい、延面積888㎡の一部2階建鉄筋コンクリート造りである。

修己館には下図のとおり、1階に食堂、売店、保健室、カウンセラー室、学生相談室、2階には学生会室、音楽鑑賞室等がある。

本施設の使用にあたっては、規則等を守り、いつまでも快適に使えるよう心がけること。

福利施設平面図



(11) その他

その他、学生の福利厚生に関することは学生支援係が担当していますので、遠慮なく申し出て下さい。